

# 焦点

令和7年の治安の回顧と展望

第296号・令和7年版

— 特 集 —

ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策の更なる強化

# 目次

## はじめに

### 第1章 【特集】 ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策の更なる強化

1	ローン・オフエンダーの脅威	1
2	ローン・オフエンダー等対策の概要	2
3	部門横断的な取組	3
4	サイバー空間における情報収集・分析	4
5	関係事業者等との協力の拡充	5
6	第27回参議院議員通常選挙に係る取組	7
	コラム COLUMN 小型無人機の利活用推進に向けた取組	9
	コラム COLUMN 大阪・関西万博警備に係る諸対策	10

### 第2章 公安情勢

1	オウム真理教	11
2	極左暴力集団	15
3	右翼及び右派系市民グループ	20
4	日本共産党	24
5	大衆運動	26

### 第3章 外事情勢

	緻密かつ適正な捜査の徹底	31
1	中国	32
2	ロシア	37
3	朝鮮半島	41
4	経済安全保障に関する取組	50
5	外国による偽情報等への対策	53
6	不法滞在者対策	54

### 第4章 国際テロ情勢

1	イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威	55
2	日本赤軍と「よど号」グループ	57
3	国際テロ対策等	58

### 第5章 サイバー情勢

1	情勢	62
2	官民連携の推進及び実態解明	66

### 第6章 警備実施

1	警戒警備の強化	69
2	警衛・警護	74

### 第7章 災害

1	大規模災害への備え	76
2	自然災害の発生状況と警察活動	79

# はじめに

本誌では、国の公安又は利益に係る犯罪等の取締り及びこれらの犯罪に関する情報収集並びに重大事案への対処を担う警備警察の取組等について紹介しています。

令和7年(2025年)には、2025年日本国際博覧会(「大阪・関西万博」)が開催され、約2,900万人の来場者数を記録したほか、国内外から多数の要人が来場しました。警察では、全国警察の関係部門が連携・協力して大阪・関西万博における安全・安心の確保に当たり、大きな事件・事故の発生なく警備を完遂しました。

また、近年、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダー(L0)が、治安上の大きな課題となっています。警察では、令和7年4月に警察庁に専従かつ常設の「ローン・オフエンダー等対策室」を設置したほか、都道府県警察でも専従体制を拡充しました。さらに、令和4年以降3年連続で選挙期間中に重大事件の発生を許したことを重く受け止め、令和7年の第27回参議院議員通常選挙に際しては、警察庁に「L0脅威情報統合センター」を設置し情報収集・分析を行うなど、幅広く確実な「前兆」の把握に向けた取組を行い、ローン・オフエンダー等対策を強力に推進しました。引き続き、都道府県警察本部・警察署の警備部門に設置された関係部門のローン・オフエンダー等対策の調整を担う「司令塔」の下、組織を挙げてローン・オフエンダー等対策を推進していきます。

他方、令和7年5月には、平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外為法<sup>注</sup>に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟について、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、令和7年6月の上告期限の経過をもって同判決が確定しました。本件については、警視庁及び警察庁において問題点及び反省事項についての徹底した検証を行い、同年8月にその結果及び再発防止策を取りまとめました。警察では、明らかになった問題点及び反省事項を真摯に受け止め、緻密かつ適正な捜査の確保に向けた取組を着実に実施してまいります。

警察では、このほか、様々な治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公共の安全と秩序の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析に継続して取り組むとともに、機動隊等の対処能力の向上を図るなど各種対策を推進していきます。



▲大阪・関西万博会場を警備する警察官(共同通信社)



▲第27回参議院議員通常選挙(ロイター/アフロ)

注…外国為替及び外国貿易法  
※掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和7年12月31日現在のものです。

# 第1章

## 【特集】ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策の更なる強化

### 1 ローン・オフエンダーの脅威

近年、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフエンダー（LO）が、暴力に訴える過激な手段により公共の安全と秩序を脅かしている。

#### 【事例】安倍元総理に対する銃撃事件

令和4年7月、奈良県奈良市において、無職の男が、街頭演説中の安倍元総理に対して、手製の銃砲で銃撃する事件が発生した。

同男は、インターネット等を通じて入手した情報を基に市販の金属筒、化学物質等から手製の銃砲や火薬を製造したとされる。また、同男は、同事件以前に、SNS上で特定の宗教団体を批判する投稿を繰り返し行っていたとされる。



▲安倍元総理が銃撃された当時の状況  
(朝日新聞社 / 時事通信フォト)

#### 【事例】岸田総理（当時）に対する爆発物投てき事件

令和5年4月、和歌山県和歌山市において、無職の男が、演説を予定していた岸田総理（当時）に対して、手製の爆発物を投てきする事件が発生した。

同男は、インターネット等を通じて入手した情報を基に市販の化学物質等から爆発物を製造した。また、同男は、同事件以前、自宅付近の山林で、犯行に用いたものと同等の爆発物を実際に爆発させる実験を行い、その際、大きな音や多くの煙が出たとされる。



▲岸田総理（当時）に向けて爆発物が投てきされた  
当時の状況（朝日新聞社 / 時事通信フォト）

#### 【事例】自由民主党本部、首相官邸に対する火炎びん投てき事件

令和6年10月、職業不詳の男が、東京都千代田区内の自由民主党本部正門前において火炎びんを複数回投てきした後、首相官邸前路上に設置中の車両侵入阻止柵に自己が運転する車両を衝突させた上、これを阻止しようとした警察官に対し、発煙筒様のものを投てきする事件が発生した。

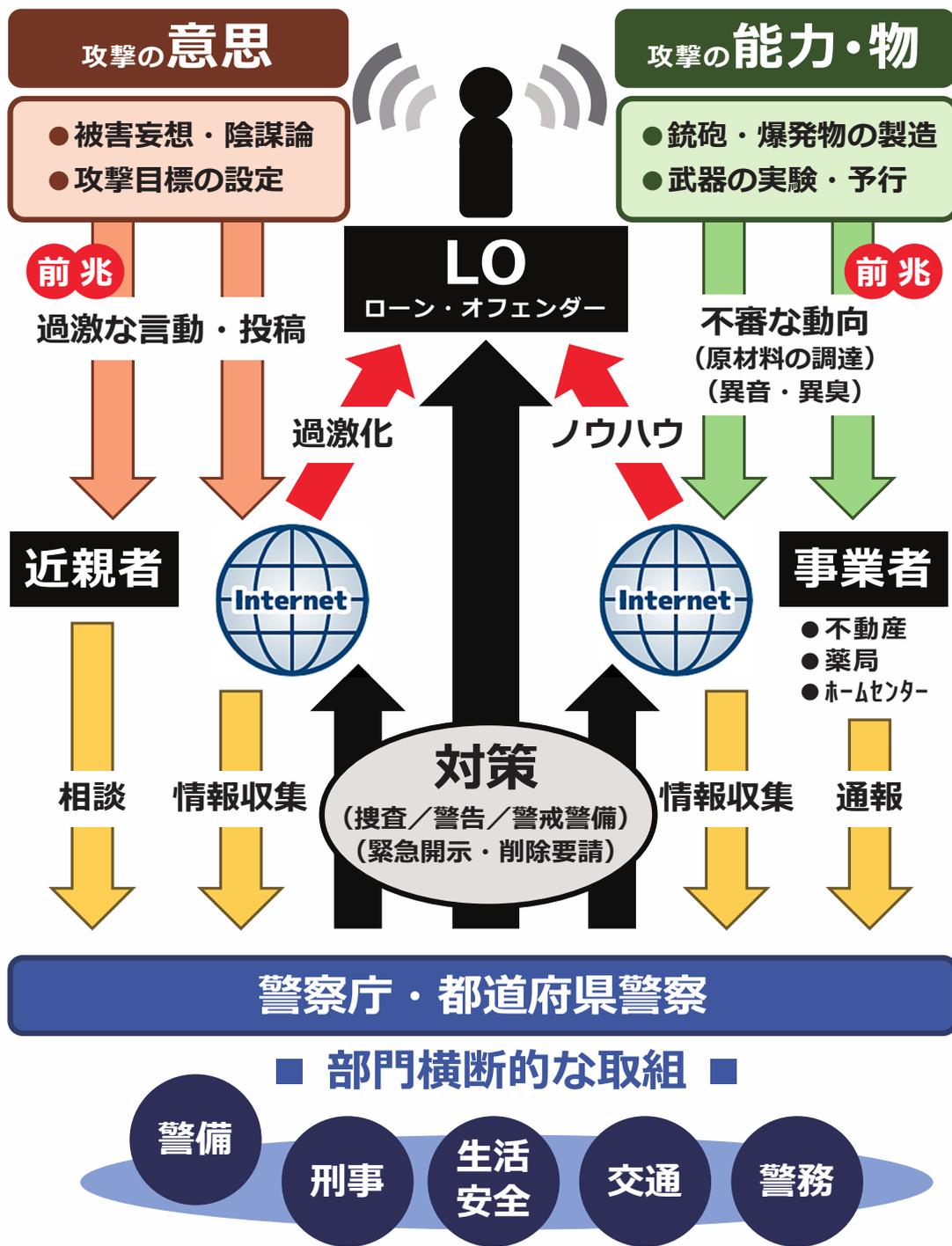
同男の車両内からは、ガラス瓶にガソリンを入れた火炎びんが複数発見された。



▲自由民主党本部、首相官邸に対する事件発生後の  
状況（時事）

## 2 ローン・オフエンダー等対策の概要

組織性を有さず単独で過激化して違法行為を実行するローン・オフエンダーに対処するためには、下図のように違法行為に及ぶ「意思」や「能力・物」に着目することで、その「前兆」に関する情報を把握することが有効である。警察では、様々な警察活動を通じて関連情報を把握できるよう部門横断的な取組を進めるとともに、サイバー空間における情報収集・分析や関係事業者等との協力を通じて、幅広く確実な「前兆」の把握に努めている。



### 3 部門横断的な取組

#### (1) 司令塔機能の強化

ローン・オフエンダー等による被害を未然に防止するためには、警察の各部門が緊密に連携して「前兆」の収集や部門横断的な対策を行う必要がある。

このため、警察では、情報の一元的な集約及び危険度評価を行うとともに、関係部門による対策の調整を担う司令塔を都道府県警察本部・警察署の警備部門に設置している。



▲警察本部警備部門の司令塔におけるミーティング（富山）

#### (2) 専従体制の整備

警察庁においては、令和7年4月、全国の情報収集・分析や対策の司令塔として専従かつ常設の「ローン・オフエンダー等対策室」を新設した。

さらに、警視庁においても、令和7年4月、各種対策の実効性を一層強化することを目的として、公安部内にローン・オフエンダー等対策に専従する公安第三課を新設したほか、その他道府県警察においても、専従体制を拡充させている。

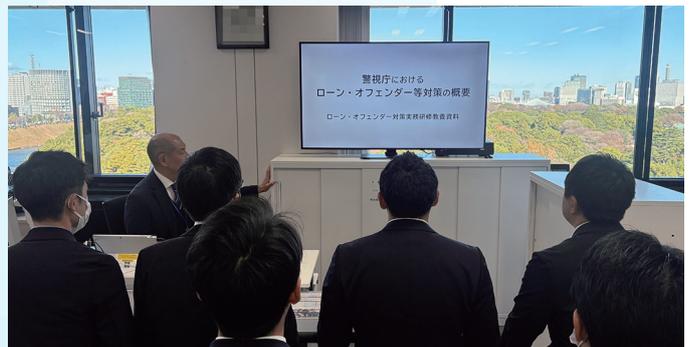


▲警視庁公安部公安第三課の発足式（警視庁）

#### (3) 都道府県警察の知見の融合

道府県警察において指導的立場となる捜査員を育成するほか、都道府県の区域を越えた事案における関係警察の連携を確保するため、捜査員を警視庁（公安第三課）へ派遣し、各種実務を経験させる「LO対策実務研修」を令和7年10月から開始した。

この研修を通じて、捜査技能を向上させるとともに、都道府県警察の知見の融合を図っている。



▲LO対策実務研修の実施状況（警視庁）

#### 【事例】 関係部門と連携した対策

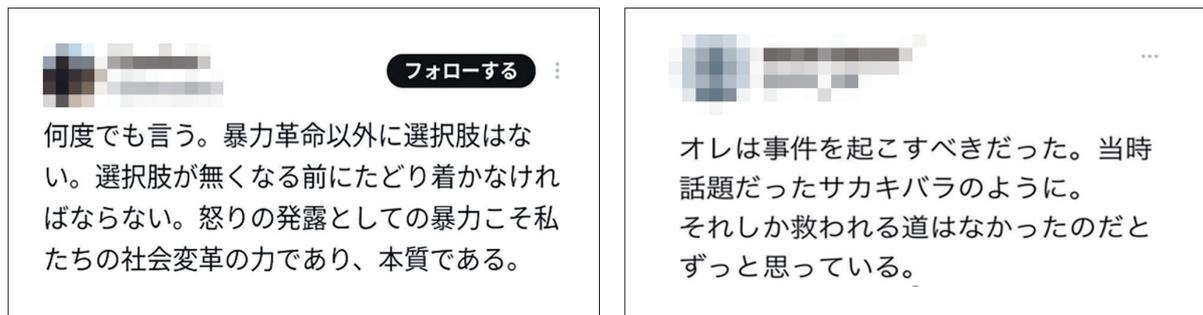
令和6年中、刑事部門が別事件で被疑者の自宅に対する捜索を実施した際、爆発物容疑物件が複数発見されたことから、警備部門の司令塔に速報がなされた。

同人に対する刑事部門での捜査の過程で判明した情報を集約し、警備部門において危険度評価を実施したところ、爆発物の製造・所持のみならず、要人へ危害を加える「意思」が確認されたため、関係部門と連携し、必要な対策を講じている。

## 4 サイバー空間における情報収集・分析

一般にローン・オフエンダー等は、現実空間における他者とのつながりが希薄である一方、サイバー空間では、過激な言説に影響を受けたり、違法行為を行うための下調査を行ったりするなど、一定の反応・活動が認められることが多い。

特に、SNS等においては、要人への危害を予告したり、ほのめかしたりする内容の投稿がなされる場合があり、こうした投稿については違法行為に及ぶ「意思」の表明となり得ることから、必要な情報収集・分析を行い、危険度に応じて対策を講じる必要がある。



▲ローン・オフエンダーによるものとされる投稿

### (1) 脅威情報の収集・分析

警察では、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析（オシント：オープン・ソース・インテリジェンス）を担う警察庁警備局インターネット・オシントセンターと都道府県警察が連携し、サイバー空間における脅威情報の収集・分析を実施している。

また、令和8年度には、この情報収集・分析業務の高度化・効率化を図るため、人工知能（AI）を活用した実証実験事業を実施することとしている。

#### 【事例】SNSにおける地方自治体の首長に対する脅迫事件

会社員の男は、SNSに、「明日お前を殺してやる。お前の命は、明日までだ。市長。」などと地方自治体の首長を殺害する旨を投稿した。この投稿を把握した警察は、投稿者が同男であることを特定し、令和6年11月、同男を脅迫罪で検挙した（埼玉）。

### (2) 全国オシント研修会・LO犯罪心理学講演会の実施

警察庁は、都道府県警察の職員が参加する全国オシント研修会を開催し、サイバー空間における情報収集について講義・演習を実施している。

また、犯罪心理学の専門家を招へいしてLO犯罪心理学講演会を開催し、ローン・オフエンダー等対策に係る知見の醸成に努めている。



▲専門家による講演

## 5 関係事業者等との協力の拡充

ローン・オフエンダー等による違法行為の「前兆」を見逃さないためには、違法行為に利用し得る「物」にも着目することが重要である。警察では、過去の事例を踏まえ、違法行為の実行に至るまでの過程でローン・オフエンダー等が接触・利用し得る事業者等に幅広く協力を呼び掛け、確実な「前兆」の把握に努めている。

### (1) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売等で容易に入手が可能な状況にある。過去の重大事件では、ローン・オフエンダーが市販の化学物質から爆発物等を製造して違法行為に及んでおり、こうした化学物質の入手に際する不審な動向は、ローン・オフエンダー等による違法行為の「前兆」となり得る。

このため、警察では、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者を個別に訪問し、販売時における本人確認や使用目的の確認の徹底、不審情報の通報等を要請しているほか、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定したロールプレイング型訓練を行っている。また、令和7年4月には、従来の指定11品目に準じて注視すべき化学物質5品目(追加5品目)についても販売事業者への働き掛けを行うこととするなど、取組を強化している。

警察では、これらの販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして爆発物を用いた違法行為の未然防止を図っている。

#### 【事例】不審情報の通報を端緒とした爆発物取締罰則違反事件

肥料等を販売するインターネット通信販売事業者は、爆発物の原料となり得る化学物質である「硝酸カリウム」の注文を受け、不審に思い警察に通報した。警察が捜査を実施した結果、注文者が自宅において爆発物である過酸化アセトン（通称「TATP」）を含有する粉末等を所持したことが判明したことから、令和6年9月、同人を爆発物取締罰則違反で逮捕した（愛知）。

指定11品目	
化学物質	用途例
硫酸	バッテリー
塩酸	トイレ洗浄液
過酸化水素	漂白剤、消毒液
硝酸	浴場洗浄剤、トイレ洗浄剤
塩素酸カリウム	マッチ、花火
塩素酸ナトリウム	除草剤、花火
尿素	肥料、瞬間冷却剤
硝酸アンモニウム	肥料、瞬間冷却剤
アセトン	有機溶剤、除光液
ヘキサミン	固形燃料
硝酸カリウム	肥料

▲爆発物の原料となり得る化学物質

追加5品目	
化学物質	用途例
硝酸カルシウム	肥料
硫酸カリウム	肥料
炭酸カリウム	水草栄養剤
硫黄	肥料
過炭酸ナトリウム	酸素系漂白剤

▲指定11品目に準じて注視すべき化学物質



▲警察と薬局の従業員のロールプレイング型訓練（山口）

## (2) 空薬きょう対策

手製の銃砲を製造するローン・オフエンダー等が弾丸を用意する際、空の薬きょうを購入し利用する事例があった。

空薬きょうは、市場の規模こそ小さいものの、一般消費者同士の個人間取引により流通していることから、警察では、取引の機会を提供するプラットフォーム事業者に対し、空薬きょうが悪用されないようにするための対策を呼び掛けている。



▲空薬きょう

### 【事例】

株式会社メルカリは、警察庁からの協力依頼を受け、空薬きょう等を禁止出品物として指定し、ガイドラインを整備するとともに、出品物のモニタリングを強化するなど、テロの未然防止に向けた対策を講じた。

#### 禁止とする商品

・空薬莖

▶株式会社メルカリのホームページに掲載されている「お知らせ」



## (3) 不動産事業者との連携

過去の重大事件において、被疑者の自宅等において銃砲や爆発物が製造・保管された際、その工作音や異臭等に関する苦情が近隣住民や管理会社で把握されていた事例もあることが確認されている。

このような「前兆」を把握するため、警察では、不動産の業界団体に対する個別訪問、研修の機会を利用した広報啓発等を通じて、テロ等重大事案の未然防止に理解を得るとともに、金属加工時の異音、火薬製造時の異臭等の不審情報の通報を呼び掛けている。



▲業界団体への個別訪問（福井）



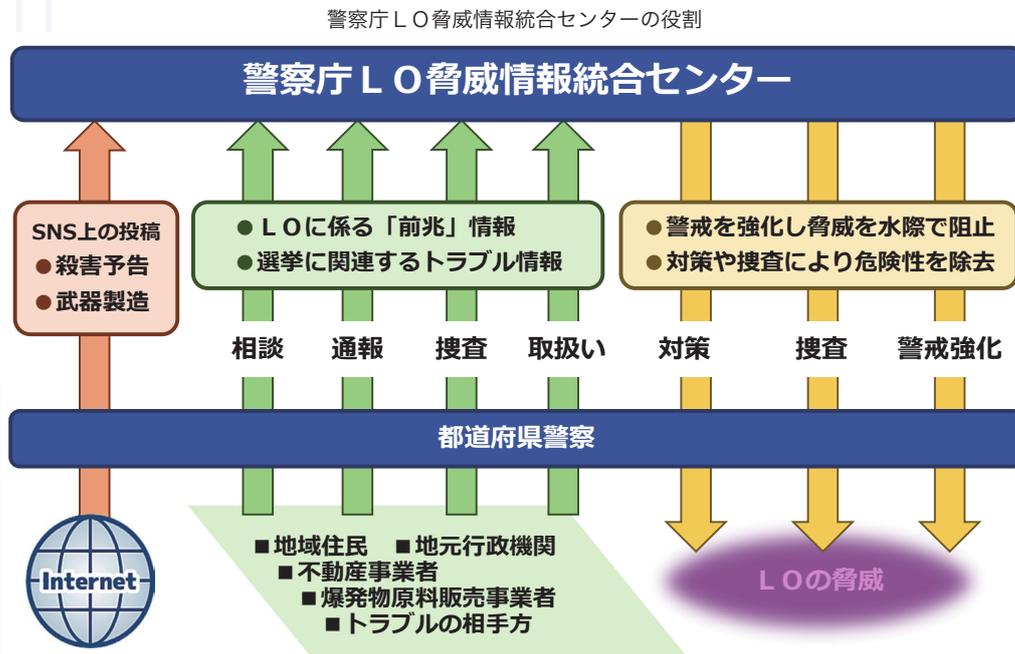
▲不審情報の提供を呼びかけるリーフレット（警視庁）

## 6 第27回参議院議員通常選挙に係る取組

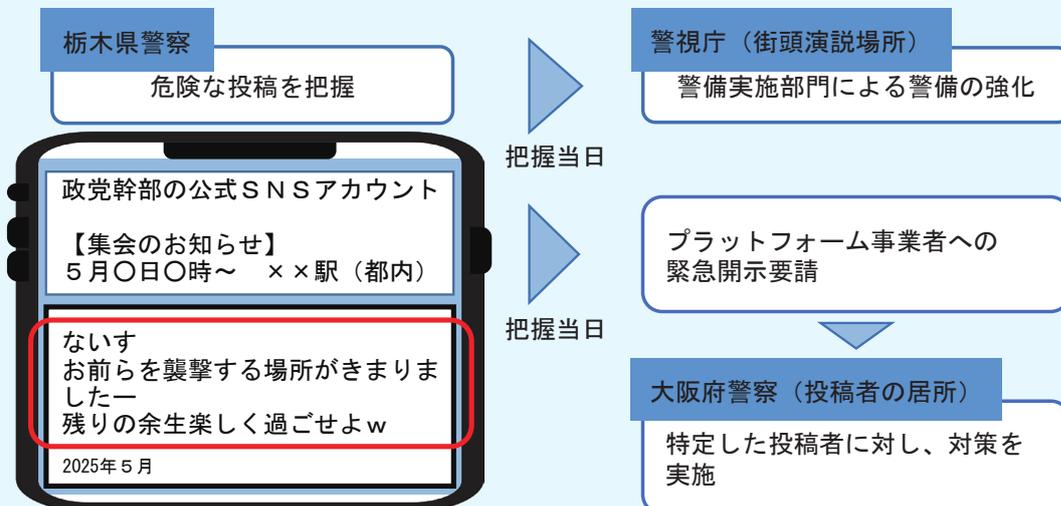
### (1) 情報収集体制の強化

ローン・オフエンダーによる3つの重大事件（1頁の【事例】）は、いずれも国政選挙の期間中（令和4年の参議院議員通常選挙、令和5年の衆議院議員補欠選挙及び令和6年の衆議院議員総選挙）に発生した。令和7年の第27回参議院議員通常選挙では、要人等に対する事件を二度と起こさせないため、警察庁LO脅威情報統合センターを設置し、組織を挙げてローン・オフエンダー等対策を強力に推進した。

センターは、下図のとおり、全国警察から関連情報を一元的に集約・統合するとともに、都道府県警察が行う対策の調整や、警護部門等への情報共有を行った。その過程では、警護対象者や候補者に危害を加える旨を予告するなどSNS上の危険な投稿が889件確認され、都道府県警察において警告を行うなど必要な対応を行った。

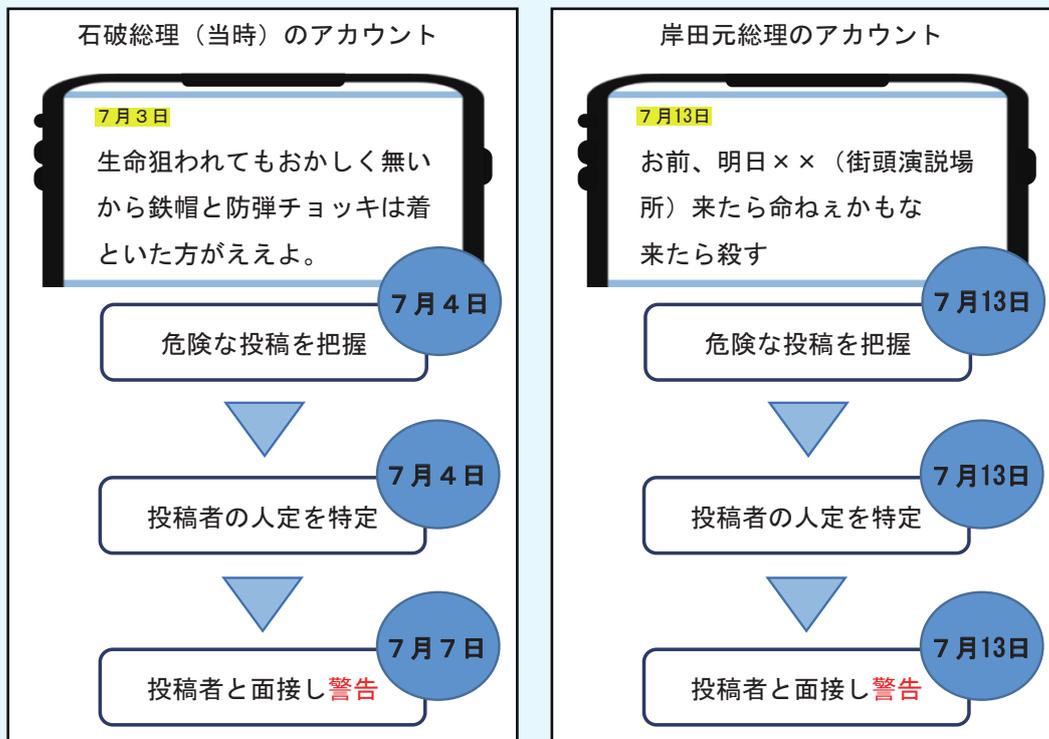


#### 【事例】街頭演説を予定する政党幹部の公式SNSアカウントにおける危険な投稿



## 【事例】参院選期間中における要人の公式SNSアカウントにおける危険な投稿

令和7年7月、石破総理（当時）及び岸田元総理の公式SNSアカウントにおいて、危険な投稿を把握したことから、投稿者を特定し、必要な対応を迅速に行った。



## (2) プラットフォーム事業者との協力強化

警察は、令和7年の参議院議員通常選挙において、商品やサービスを直接保有・提供する事業者だけでなく、多数のユーザーに取引の場やシステムを提供するプラットフォーム事業者にも対策を呼び掛けた。

なかでも、大規模なSNSを運営するX Corp.は、ローン・オフエンダー等によるテロを未然に防止する観点から、警護対象者や候補者へ危害を加える旨を予告するなど危険な投稿について、同社のポリシーに基づき警察からの緊急開示要請に積極的に対応した。警察は、同社の協力を得て投稿者を特定し、警告等の必要な対応を行った。



▲X Corp.の公式アカウントにおける取組の紹介

## 小型無人機の利活用推進に向けた取組

警察では、小型無人機の性能向上等を踏まえ、各種警察活動の合理化・高度化に資する観点から、小型無人機の利活用を推進している。具体的には、平素から、人が立ち入ることが困難な場所における行方不明者の捜索、交通事故事件捜査における現場見取図の作成及び警護における高所からの現場状況の確認に活用しているほか、災害や事故等の発生時には、小型無人機によって撮影した映像をリアルタイムで警察本部、警察庁及び首相官邸に伝送するなど、現場状況の把握や被災者の救出救助、避難誘導等の活動に活用している。

令和7年4月には、警察庁における小型無人機等の活用等について司令塔機能を担う体制を整備するため、警備局警備運用部警備第一課に小型無人機等運用室を新設した。同室が中心となり、都道府県警察等における、小型無人機の部門を越えた利活用や操縦士の更なる育成等の取組を推進している。

### 各都道府県警察の小型無人機に関する取組

#### ○福岡県警察本部警備部「ドローン対応班（D-FORCE）」

福岡県警察では、令和6年2月、「ドローン対応班（D-FORCE）」の運用を開始し、雑踏警備、災害等における小型無人機を活用した上空からの情報収集、警戒警ら活動や行方不明者等捜索活動のほか、小型無人機を悪用したテロ等への対処に当たっている。



▲小型無人機の活用と撮影画像（5月、福岡市東区花火大会）

#### ○警視庁警備部「小型無人機係」

警視庁では、令和6年4月、警備部警備第一課に「小型無人機係」を新設した。同係においては、警衛警護や警備実施等の現場における警戒活動や災害警備の際の情報収集活動等に小型無人機を活用し、各種警備活動の高度化を図っている。



▲小型無人機の活用と撮影画像（8月、全国戦没者追悼式）

## 大阪・関西万博警備に係る諸対策

### 1 概要

2025年日本国際博覧会（「大阪・関西万博」）は、令和7年4月13日から10月13日までの184日間、公益財団法人2025年日本国際博覧会協会（「博覧会協会」）主催のもと、158か国・地域と7つの国際機関が参加し、大阪市夢洲<sup>ゆめしま</sup>において開催された。

大阪・関西万博は、開催期間中に約2,800万人の来場者が見込まれていたところ、これを上回る2,900万を超える来場者数を記録するなど、国内外で高い注目を集めた。

警察庁においては、令和6年7月、警察庁次長を長とする「大阪・関西万博警備対策推進室」を設置し、また、開催地を管轄する大阪府警察では、令和5年4月、副本部長を長とする「大阪府警察万博対策本部」を、令和7年2月、会場における初動警察活動、警戒等を担う「会場警察隊」をそれぞれ設置するなど、所要の体制を構築して警備諸対策を推進した。

### 2 警備諸対策

#### (1) 小型無人機対策

近年の小型無人機の性能向上等を踏まえ、大阪府において、小型無人機等の飛行の禁止に関する条例が制定され、夢洲駅が開業した令和7年1月19日から閉幕までの間、開催地である夢洲及びその周囲おおむね1,000mの地域における小型無人機の飛行が原則として禁止された。大阪府警察は、ドローン対処部隊を夢洲内等に配置するとともに、海上保安庁と連携した小型無人機対策を実施した。

#### (2) 海上警戒

万博会場が位置する夢洲は、周囲を海に囲まれた人工島であり、海上警戒に万全を期するため、期間中、条例により夢洲周囲の護岸の立入規制措置を講じたほか、大阪府警察と第五管区海上保安本部の警戒船による24時間体制での警戒を行った。

#### (3) テロ・雑踏事故等防止対策

会場警察隊は、博覧会協会の警備員等と緊密に連携し、会場内における警戒活動、入場ゲートにおける手荷物検査や8月13日に発生した大阪メトロの運行停止による帰宅困難者の対応・誘導等を実施するなど、各種テロ・雑踏事故等防止対策を行った。

#### (4) 警衛・警護

天皇皇后両陛下が開会式への御臨席等のため、二度にわたり大阪府へ行幸啓になるとともに、秋篠宮皇嗣同妃両殿下をはじめとする皇族方が、開・閉会式等の際に御臨席・御視察された。また、各国のナショナル・デー等には、石破総理（当時）や各国首脳等、多くの国内外要人が会場を訪れた。大阪府警察では、関係警察から部隊の特別派遣を受けるなど、所要の体制を構築し、警衛・警護に万全を期した。



▲会場警察隊の警戒状況

### 1 オウム真理教

#### (1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」<sup>注1</sup>をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名乗る上祐派が活動している。

令和7年末現在、教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,600人とみられる。

#### ① 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本の「生誕祭」を開催しているほか、同人の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、同人が唱える説法を流したり、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のDVDを視聴させたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph（アレフ）」は、松本の二男の教団復帰をめぐる生じた内紛の後、役職員となり指導的立場となった二男が、「Aleph（アレフ）」の内外に自らの地位や役割を秘匿しつつ、

組織運営に関わる重要事項について、幹部構成員に意向を伝達し、その意向に沿った活動を行っている。今後も、松本の絶対的な地位を前提とする方針の下、組織運営を行っていくものとみられる。

一方、「Aleph（アレフ）」から排除された一部の信者は、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置き、松本及び同人の説く教義を基盤とした活動を継続している。

#### ② 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトに「オウム時代の反省・総括」を掲載したり、上祐史浩代表がSNSを通じて松本からの脱却を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動している。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、団体規制法<sup>注2</sup>に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。



▲オウム真理教の拠点施設

注1…正式名称を「人格のない社団 Aleph」という。  
注2…無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

### ③ 遺骨をめぐる動向

平成30年(2018年)7月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐる松本の家族間で争われていた祭祀承継審判については、令和3年7月の最高裁判所決定により、松本の二女が祭祀承継者に確定した。

その後も、遺骨等は国により保管されているが、令和4年10月、二女が国に対し、遺骨等の引渡しを求めて東京地裁に提訴した。これに対し国側は、二女側が遺骨等の保管場所や方法を示しておらず、二女ら関係者の安全性に懸念があるなどとして請求棄却を求めたものの、令和6年3月、東京地裁は、国側に二女への遺骨引渡しを命じる判決を下した。同月、国側は控訴し、令和7年末現在、係争中である。

### ④ 団体規制法に基づく処分状況

#### ア 観察処分

令和6年(2024年)1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間(令和9年1月末まで)更新する決定を行った。警察は、観察処分に伴い行われる公安調査官による教団施設への立入検査の際、施設周辺での警戒警備活動に従事しているほか、観察処分の期間の更新に関して、公安調査庁長官に対し警察庁長官が意見を述べている。

#### イ 再発防止処分

「Aleph (アレフ)」は、観察処分に伴う公安調査庁長官への報告内容がかねてから不十分であり、公安調査庁による是正指導にも応じていない。このため、令和5年3月、公安審査委員会は、「Aleph (アレフ)」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるとして、団体規制法の施行以来初めて、再発防止処分を行う決定をした。

これにより、「Aleph (アレフ)」は6か月間、土地・建物の全部又は一部の使用及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止された。同処分後も、「Aleph (アレフ)」は不十分な報告を続けており、令和7年9月には6度目の再発防止処分が課されているところ、同処分の請求に関しても、警察庁長官が公安調査庁長官へ意見を述べている。

#### 【事例】 主流派「Aleph (アレフ)」による団体規制法違反事件

令和7年9月、警察は、「Aleph (アレフ)」の拠点施設の1つである札幌白石施設を捜索した。

「Aleph (アレフ)」は、再発防止処分と同施設の一部が使用禁止となっているにも関わらず、禁止場所で団体の用に供する活動を行ったため、令和8年1月、信者6人を団体規制法違反で検挙した(北海道)。



▲札幌白石施設の捜索状況(北海道)

## ⑤ 組織拡大に向けた動向

主流派は、SNS等の非対面型の手法を用いて青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿し、宗教色を感じさせないヨガ教室等への参加を働き掛けるなどして、新規信者の獲得に向けた活動を行っている。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

### 【事例】 主流派「Aleph（アレフ）」による勧誘の手口

#### ヨガ等への勧誘

- 教団による一連の事件を知らない青年層が主な対象
- SNS等の非対面型の勧誘手法を用いて、ヨガ等に興味を持つ者に勉強会への参加を促す



#### 人間関係の構築

- 教団名を秘したまま、十数回にわたりヨガ等を講義
- 被勧誘者の関心や悩みを聞きだし、相談を受けながら、人間関係を構築



#### 入 信

- 教団による一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明
- 松本の偉大性等を講義
- 教団に対する抵抗感がないことを確認した上で教団名を告知し、入信させる

## (2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分が付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

また、令和6年6月には松本サリン事件から、令和7年3月には地下鉄サリン事件からそれぞれ30年が経過したが、こうした年月の経過に伴い、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することが懸念され、さらに、教団はこうした状況に乗じて、組織拡大に向けた活動を活発化することも予想される。

そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等、教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。

さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。



▲地域住民に対する情報発信（神奈川）

## 「オウム真理教」とは？

地下鉄サリン事件現場  
写真提供：共同通信社

- **殺人を肯定する教義により、かつて凶悪事件を実行**
  - 国家権力を打倒するべく武装化
  - 地下鉄サリン事件(1995年)等、数々の凶悪事件を実行
- **「<sup>アレフ</sup>Aleph」、「ひかりの輪」と名を変え、今も活動中**
  - Alephは、団体名を隠して、ヨガ教室等を名目に接近
  - ひかりの輪は、主催行事への参加を一般にも呼びかけ

## 事件を風化させない

警察庁

▲広報用チラシ

【オウム真理教による主な事件】

事 件 名	発 生 日	死者数及び負傷者数
① 弁護士一家殺害事件(殺人)	平成元年11月4日	死者3人
② 松本サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成6年6月27日	死者8人 負傷者約140人
③ 公証役場事務長逮捕監禁致死事件 (逮捕監禁致死・死体損壊)	平成7年2月28日	死者1人
④ 地下鉄サリン事件(殺人・殺人未遂)	平成7年3月20日	死者13人 負傷者5,800人以上 ※ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数 なお、令和2年3月に更に1人が死亡



▲松本サリン事件で負傷者を搬送する警察官  
(毎日新聞社 / アフロ)



▲地下鉄サリン事件発生時の神谷町駅構内  
(Kaku Kurita/ アフロ)

## 2 極左暴力集団

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性や党派性を隠し、社会情勢を捉えて、反戦・反基地運動等に取り組むとともに、労働運動や大衆運動にも介入している。一方で、依然として「テロ、ゲリラ」の実行部隊である非公然組織を擁しており、引き続き調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

### (1) 革マル派

革マル派<sup>注</sup>は、令和7年中も、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（連合）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。また、各地のメーデー会場周辺では、参加者に対して、連合等の労組指導部を批判するビラを配布し、同派への結集を呼び掛けた。

同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）と東日本旅客鉄道労働組合（JR東労組）については、同年6月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

大衆運動においては、政権打倒や反戦等を訴えて、集会、デモ等に取り組んだ。また、同年10月のトランプ米国大統領の来日を捉え、抗議行動に取り組んだ。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢を捉えてロシアを批判したほか、イスラエルとハマスのパレスチナ武装勢力との武力衝突から2年が経過したことを捉えてイスラエルを批判し、各地で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体が主催する社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、現地で行き組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。



▲「労働者・学生統一行動」（2月、東京）



▲「労働者・学生統一行動」（6月、愛知）

注…正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

## (2) 中核派

### ① 各種闘争課題をめぐる動向

中核派<sup>注</sup>（党中央）は、令和7年中も、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持しつつ、反戦闘争を中心に各種闘争に取り組んだ。

反戦闘争においては、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突から2年が経過したことを捉えて、イスラエル国大使館に対する抗議に取り組んだ。

また、同派は、広島市内に原爆が投下された8月6日及び長崎市に原爆が投下された8月9日を捉え、例年、反戦・反核を訴える抗議行動に取り組んでいるところ、令和7年中も広島市内及び長崎市内でそれぞれ「反戦・反核」を訴える抗議行動に取り組んだ。

労働運動においては、国鉄闘争を中心に各種反対行動に取り組んだ。また、同年11月に、都内で「11・2全国労働者総決起集会」を開催した。

裁判闘争においては、昭和46年(1971年)に発生した警察官殺害事件（渋谷暴動事件）により、殺人罪等で懲役20年の有罪判決を受け、控訴中の同派活動家大坂正明らをめぐり、令和7年中、同人らの無罪及び自派の正当性を訴える集会、デモ等に取り組んだ。



▲広島市内における抗議行動（8月、広島）



▲広島市内における抗議行動（Hans Lucas via AFP）

### ② 組織内問題をめぐる動向

同派は、「25年決戦で革共同の「青年・学生の党」としての建設を圧倒的に実現しよう」などと訴え、引き続き、若者の獲得に向けた取組を行い、SNSを積極的に活用した。

一方、同派は、令和7年9月に開催した「第35回全国委員会総会」において、女性差別・性暴力等を理由に、中央学生組織委員会議長である政治局員の幹部活動家を除名するとともに、同人に同調した同派系全日本学生自治会総連合（全学連）委員長らも含めて「政治局を打倒する「蜂起」＝反革命蜂起を画策した」と批判し、「反革命私党集団を徹底的に弾劾し、文字通り一人残らずたたき出した」などと主張した。これに対し、除名された幹部活動家及び同調者らは、「筆舌に尽くし難い女性差別行為、組織規律違反・組織破壊、暴力的襲撃等々の階級犯罪が、（中略）極めて凶暴に展開」されたとして「全政治局員の自己批判と謝罪」を求めるなどと反発し、内部対立に発展した。両者は、機関紙やSNSでそれぞれ反論を展開するとともに、それぞれ独自に集会、デモを開催するなど、対立動向が継続している。

注…正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

また、同派は、令和4年8月に開催した「第29回全国委員会総会」において、東北地方委員会に端を発する組織内問題を捉え、「解党主義的・反党的な活動を続ける「E L 5派」<sup>注1</sup>と完全に組織的に決別する」と公表しているが、令和7年も、それぞれ独自に集会、デモに取り組むなど、現在も対立動向がみられる。

このほか、平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、今後も、反戦闘争を軸に、改憲阻止、原発問題を中心とした各種闘争に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

### (3) 革労協

革労協主流派<sup>注2</sup>は、令和7年中も、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等に取り組んだ。

また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉え、イスラエル国大使館等に対する抗議行動に取り組んだ。さらに、戦後80年に当たっての天皇皇后両陛下の沖縄県、広島県及び長崎県行幸啓に対し、それぞれ現地で抗議行動に取り組むとともに、終戦記念日を捉え、天皇制反対を主張する集会、デモに取り組んだ。

革労協反主流派<sup>注3</sup>は、令和7年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突やロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢のほか、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を批判し、各地で集会、デモ等に取り組んだ。また、メーデーでは、労働者の権利向上等を訴え、各地で集会、デモ等に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。



▲革労協主流派のデモ（8月、東京）



▲革労協反主流派のデモ（5月、東京）

注1…中核派では、東北地方委員会を「EAST LOCAL」と呼称し、その略称を用いて、同地方委員会の幹部活動家5人の支持者を「EL5派」と呼称している。  
注2…正式名称を革命的労働者協会（社会党社青同解放派）という。  
注3…正式名称を革命的労働者協会（解放派）という。

#### (4) 成田国際空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が係属しており、極左暴力集団は、これら裁判の開廷日を捉えて、抗議行動に取り組んだ。

また、極左暴力集団は、成田空港におけるC滑走路新設等を含む「成田空港第2の開港プロジェクト」を捉え、抗議行動に取り組んだ。

なお、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、令和7年10月に開催予定であったところ、主催者は「不測の事態が発生する恐れがある」として直前に中止を発表した。これについて中核派（党中央）は、同派の組織内対立が影響を与えたとして機関紙上で謝罪した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

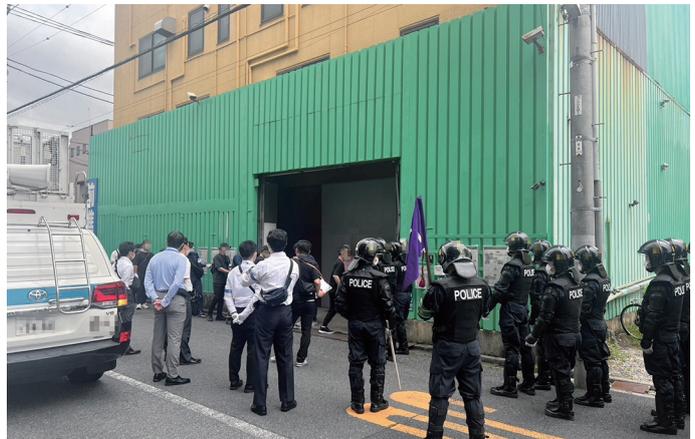


▲成田市内における抗議行動（7月、千葉）

#### (5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これら活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進し、令和7年中、極左活動家33人を検挙した（前年比+19人）。

このうち、デモ等の現場において、中核派系全学連活動家ら8人を公務執行妨害罪等で逮捕した。



▲中核派活動拠点「前進社」の捜索状況  
（朝日新聞社 / 時事通信フォト）

#### 【事例】中核派系全学連活動家らによる違法行為

- ① 中核派系全学連活動家らは、京都大学において、「総長室に突入しよう」などと拡声器を用いて集団を扇動し、大学職員の制止を振り切り同大学本部棟内に押し入るなどして大学の業務を妨害したことから、令和7年2月、同活動家ら7人を威力業務妨害罪で逮捕した（京都）。
- ② 中核派系全学連活動家は、京都大学において、「時計台占拠」と称して同大学の建物に梯子を立て掛けて登ることを企て、これを制止しようとした大学職員に対して、「スクラムを組め」などと呼び掛け、氏名不詳者らをして、スクラムを組んで体当たりするなどの暴行を加えたことから、令和7年10月、同活動家を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（京都）。

- ③ 中核派系全学連活動家は、天皇皇后両陛下の沖縄県行幸啓に際し、中核派が取り組んだ抗議行動において、警備中の警察官の頬を拳で殴打する暴行を加え、公務の執行を妨害したことから、令和7年6月、同活動家を公務執行妨害罪で逮捕した（沖縄）。
- ④ デモ警備中の警察官の頬を拳で殴打する暴行を加えた中核派系全学連活動家と同デモ警備中の警察官がかぶっていたヘルメットの頬部分を肘で殴打する暴行を加え、公務の執行を妨害した同派（党中央）活動家の計2人を、令和7年6月、公務執行妨害罪で逮捕した（警視庁）。
- ⑤ 中核派系全学連活動家2人は、配布したビラを破って丸めた被害者に憤慨し、同人の肩や腕付近をつかんだり、着衣を引っ張ったりするなどしたことから、令和7年7月、同活動家2人を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（警視庁）。



▲デモに対する警察の対応状況（6月、東京）

### 【事例】中核派（党中央）活動家による違法行為

- ① 中核派（党中央）活動家2人は、平和記念式典に際し、同派が取り組んだ抗議行動において、同式典に伴う警備に従事していた警備員の足を蹴る暴行を加えるなどしたことから、令和7年8月、同活動家2人を暴行罪で逮捕した（広島）。
- ② 中核派（党中央）活動家は、近鉄名古屋駅から300円区間有効の乗車券を使用し同駅に入場して近鉄松阪駅まで乗車後、同駅がJR松阪駅と共同利用している改札口をJRの定期券により通過して出場し、正規運賃との差額1,230円の支払を免れたことから、令和7年11月、同活動家を電子計算機使用詐欺罪で逮捕した（愛知・三重）。



▲抗議行動に対する警察の対応状況（8月、広島）

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団による違法行為の取締りを徹底することとしている。

### 3 右翼及び右派系市民グループ

#### (1) 右翼の抗議・糾弾活動

##### ① 抗議活動の状況

右翼は、令和7年中、以下の諸外国等に関連する動向、問題等を捉えて、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

##### ア 中国

中国をめぐるのは、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶の動向を捉え、「尖閣諸島は、我が国固有の領土であり、いつまでも中国の暴挙を放置するわけにはいかない」などと批判したほか、中国海警局のヘリコプターによる領空侵犯を捉え、「日本の領空内にヘリコプターを飛ばして領空侵犯したことは絶対に許さない」などと批判した。

##### イ ロシア

ロシアをめぐるのは、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「ロシアによるウクライナ侵攻は、絶対に許してはならない」などと批判したほか、北方領土問題を捉え、「我々はロシアから北方領土を取り戻すまで、断固、抗議する。ロシアは直ちに北方領土から出ていけ」などと批判した。

##### ウ 韓国

韓国をめぐるのは、韓国が竹島を不法占拠していることや慰安婦問題、旧朝鮮半島出身労働者問題を捉え、「我が国の領土である竹島は韓国によって、不法に占拠された。韓国は竹島を日本に返還せよ」、「韓国は、従軍慰安婦問題や徴用工問題に対して謝罪と賠償を要求しているが日本はこれに応じる必要はない」などと批判した。

##### エ 北朝鮮

北朝鮮をめぐるのは、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮のミサイル発射は、国連の安保理決議に違反する行為である」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「多くの拉致被害者が帰国できていない。この非人道的行為を許すことはできない」などと批判した。



▲中国に対する抗議行動（9月、東京）



▲ロシアに対する抗議行動（8月、東京）



▲韓国に対する抗議行動（10月、東京）

## オ 政局

政局をめぐっては、石破総理（当時）の退陣を捉え、「総理が交代して自民党が生まれ変わるとしたら大間違いだ。」などと批判した。高市内閣発足をめぐっては、多くの右翼が「高市総理には山積した課題の解決に尽力してほしい」などと期待を示した一方、一部の右翼は、「高市総理は、総理になった途端に靖國神社参拝を見送った」などと批判した。

令和7年中、右翼が街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、下表のとおりである。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議行動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。



▲政権に対する抗議行動（2月、東京）

### 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和7年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府 関連	約1,300（約1,270）	約2,810（約2,710）	約740（約 830）
中国 関連	約1,170（約1,310）	約2,550（約3,060）	約770（約 910）
ロシア 関連	約680（約 810）	約1,780（約2,140）	約620（約 760）
北朝鮮 関連	約450（約 670）	約1,110（約1,670）	約350（約 570）
韓国 関連	約580（約 600）	約1,240（約1,320）	約450（約 500）

注：数値は、延べ数

（ ）内は令和6年

## ② 糾弾活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約800台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

令和7年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ約130社（実数約30社）（前年同期：延べ約80社、実数約30社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、

資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。



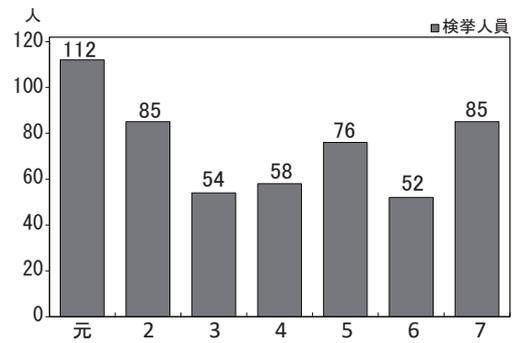
▲糾弾活動（11月、鹿児島）

## (2) 右翼の違法行為の取締り

令和7年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかった。

一方、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

右翼運動に伴う事件の検挙状況（令和元年～7年）



### 【事例】右翼団体代表らによる道路運送車両法違反等事件

右翼団体代表の男は、指定自動車整備事業を営む男と共謀の上、街頭宣伝車の継続検査に際し、受検した事実がないにもかかわらず、同車が保安基準に適合していることを証明する内容虚偽の保安基準適合情報を記録するなどして、自動車検査証の有効期間の更新を受けたことから、令和7年2月、同男を道路運送車両法違反等で逮捕した（岡山）。

### 【事例】右翼団体代表による脅迫事件

右翼団体代表の男は、自身が運転する自動車を被害者が運転する自動車の前方に停車させ、拡声器を用いて「あおり運転してすみませんもねえのか。てめえの家までつきまとう」などと申し向けて脅迫したことから、令和7年2月、同男を脅迫罪で逮捕した（警視庁）。

### 【事例】右翼団体構成員らによる暴力行為等処罰に関する法律違反事件

右翼団体構成員らは、被害者の勤務先周辺において、街頭宣伝車を走行させながら、同車に搭載された拡声器を使用し、「いい加減にしろよ。お前、殺すぞマジで。」などと、団体の威力を示して脅迫したことから、令和7年4月、同男らを暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（山梨）。

### 【事例】右翼団体幹部による公務執行妨害事件

右翼団体幹部の男は、<sup>ユンボンギル</sup>尹奉吉<sup>注</sup> 関連施設の開設に対する抗議活動において、同活動の警備に従事していた警察官に対し、頭突きするなどの暴行を加え、公務の執行を妨害したことから、令和7年5月、同男を公務執行妨害罪で逮捕した（石川）。



▲抗議活動の状況（3月、石川）

注…戦前の朝鮮独立運動家とされる人物。

令和7年中の右翼運動に伴う事件の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は、次表のとおりである。

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。



▲街頭宣伝活動の取締り（8月、埼玉）

### 右翼による違法行為の検挙状況等（令和7年）

右翼運動に伴う事件の検挙 （うち、街頭宣伝活動に伴う事件12件22名）	60件
	85人
資金獲得を目的とした事件の検挙	22件
	27人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	2丁

注：数値には、「未遂」事件の検挙を含む

## （3）右派系市民グループをめぐる動向

### ① 右派系市民グループ

令和7年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約20件行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

### ② 違法行為の取締り

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき、厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

## 4 日本共産党

### (1) 第27回参議院議員通常選挙の結果

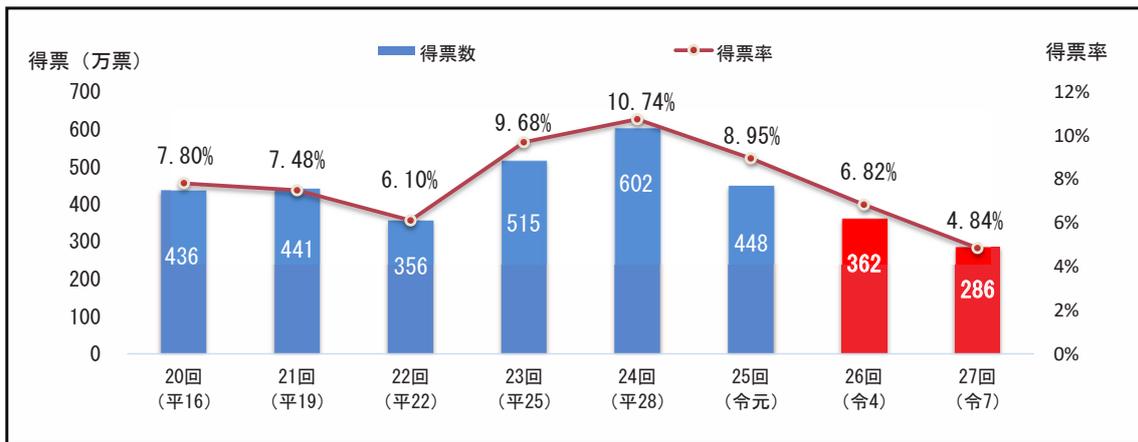
日本共産党は、令和7年7月の第27回参議院議員通常選挙において、比例代表で「(得票数) 650万票、得票率10%以上」及び「改選4から5議席への躍進」並びに選挙区で「東京、埼玉、京都の現有議席を絶対確保する」などを目標に掲げた。

第27回参院選では、日本共産党は、6月に実施された立憲民主党との党首会談の後、32ある1人区のうち17選挙区で公認候補の擁立をせず、立憲民主党の公認候補や無所属で野党共闘の立場をとっている候補への一本化を行った。日本共産党は、同選挙に選挙区28人及び比例代表19人の公認候補を擁立した。



▲開票が始まり、取材に応じる日本共産党の田村智子委員長（時事）

参院選（比例代表）における日本共産党の得票数、率の推移



第27回参院選の結果、日本共産党は、比例代表で約286万票、得票率4.84%の獲得にとどまり目標に届かなかったほか、第26回参院選（令和4年）の得票数及び得票率（約362万票及び6.82%）からも減少させた。議席は、比例代表で2議席及び選挙区で1議席（東京）の獲得にとどまり、改選前7議席から4議席減の3議席へと後退した。なお、候補を一本化した1人区のうち12選挙区で野党候補が当選した。

日本共産党は、令和7年9月に開催した第6回中央委員会総会（6中総）において、第27回参院選の結果について、「厳しく重大な結果」としながら、1人区での候補一本化に関して「新しい情勢を開くうえでの大きな貢献となった」と評価した。また、自党の議席の後退について、「質量ともなりの党建設の後退が打開できていないこと」に加え、参政党について「極右・排外主義の立場に立つ」とし、「参政党が（中略）排外主義をあおり立てるもとの、多くのメディアによって「外国人問題」が選挙戦の争点であるかのような報道がなされ、（中略）選挙戦の真の争点を覆い隠すとともに、わが党の前進を妨げる大きな圧力となって作用した」などと総括した。

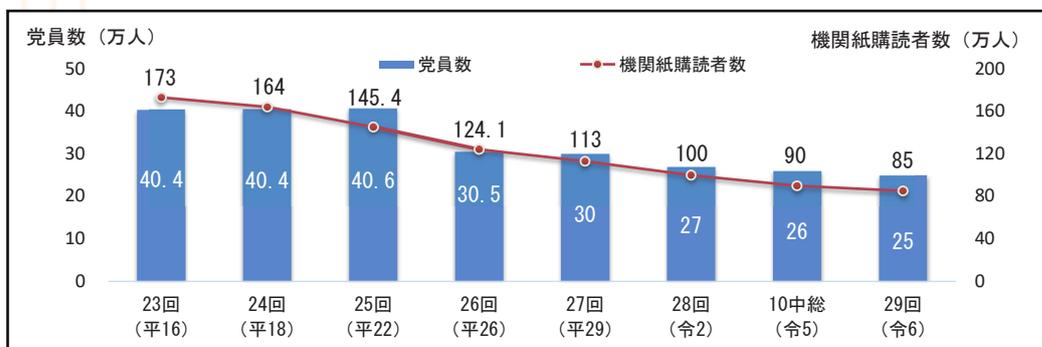
## (2) 党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和7年1月に第4回中央委員会総会（4中総）を開催し、参院選の勝利と党勢拡大等に向けて、同年4月末までの「500万要求対話・党勢拡大・世代的継承の大運動」を提起した。さらに、6中総では、同年12月末までを「質量ともに強大な党をつくる集中期間」（「集中期間」）として、「5,000人の新しい党員を迎える」などの目標を提起した。しかし、いずれの期間にも党勢を拡大させることはできず、「集中期間」については令和8年4月末まで延長されることとなった。

日本共産党機関紙「しんぶん赤旗」をめぐるっては、発行にかかる赤字打開のため4中総で1年間に10億円の募金を訴え、令和7年12月17日時点で約8億9,000万円を集めた。また、同年10月から「しんぶん赤旗」日曜版の電子版発行を開始した。

なお、日本共産党は、6中総において、次回の第30回党大会の開催時期を、令和9年1月とすることを提案した。令和6年1月の第29回党大会では、令和8年1月の党大会開催を想定した党勢拡大の目標を設定していたため、事実上、党大会を1年延期したことになる。

日本共産党の党員、機関紙現勢の推移（党大会等ごと）



## (3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（全労連）は、令和7年5月、都内・代々木公園において、「最低賃金今すぐ全国一律1500円」などのスローガンを掲げ、「第96回中央メーデー」を開催し、約1万4,000人（主催者発表）が参加した。

来賓として出席した日本共産党の田村委員長は、「賃上げが物価高に追いつかないのは自公政権の無為無策に責任がある。職場での闘いと共に、物価高から暮らしを守る闘い、政治を変える闘いを」などと挨拶を行った。

また、同年7月、都内で「第67回評議員会」を開催し、秋山正臣議長が、「改憲反対や最低賃金全国一律制など全労連の要求と一致する政党と連携を強め、職場に労組の風を吹かせて組織を強化・拡大しよう」などと挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対するなどの運動に取り組むものとみられる。



▲第96回中央メーデー（時事通信フォト）

## 5 大衆運動

大衆団体等は、令和7年中も、様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

### (1) 近年の大衆運動

#### テーマ①：平和安全法制廃止

平和安全法制の成立10年を捉えて、国会議事堂前等各地で、同法廃止を訴える抗議行動や集会等が取り組まれた。

令和7年9月、国会議事堂前で、「武力で平和はつくれない！ 強行採決から10年 戦争法廃止！ 9・19国会正門前大行動」が取り組まれ、約2,300人が参加した(主催者発表。以下同じ)。

#### テーマ②：憲法改正反対

同年5月、東京臨海広域防災公園で、憲法改正反対を主張する「未来は変えられる！ 戦争ではなく平和なくらし！ 2025 憲法大集会」が取り組まれ、約3万8,000人が参加したほか、同年11月には、国会議事堂前で、「今こそ平和といのちと人権を！ 11.3 憲法アクション」が取り組まれ、約2,300人が参加した。

#### テーマ③：農家への所得保障制度の実現

同年3月、青山公園(東京都)で、農家への所得補償制度の実現を求める「令和の百姓一揆」が取り組まれ、約3,200人が参加した。

#### テーマ④：財務省「解体」

同月、財務省や地方財務局等前で、「財務省解体デモ」と称する抗議行動が取り組まれた。



▲平和安全法制に対する抗議行動  
(朝日新聞社 / 時事通信フォト)



▲憲法改正に対する抗議行動(時事)



▲農家への所得補償制度の実現を求める抗議行動  
(AFP=時事)



▲財務省を批判する抗議行動  
(朝日新聞社 / 時事通信フォト)

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正をはじめとする様々な政策や時事問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられる。

## (2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、政府が令和7年2月に閣議決定した中長期的なエネルギー政策の指針である「第7次エネルギー基本計画」において、「再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要」との文言が明記され、政府が既存の原発の最大限活用や次世代革新炉の開発・設置を推進する方針を示したことなどを捉え、全国各地で原発の廃止や再稼働反対を訴える抗議行動や集会等に取り組んだ。

### テーマ①：原発の廃止

都内では、毎月第3金曜日に首相官邸前で抗議行動が取り組まれたほか、年2回（3月と9月）の定例取組として、代々木公園で「さようなら原発全国集会」が開催され、令和7年3月には約3,000人（主催者発表。以下同じ）、同年9月には約4,500人がそれぞれ参加し、全国の原発立地地域等で反原発運動に取り組む市民団体の代表者らが原発の廃止を訴えた。

### テーマ②：再稼働反対

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地する新潟県では、同年6月、東京電力が柏崎刈羽原発6号機に燃料を入れる「燃料装荷」を開始したことを捉え、東京電力新潟本社前（新潟市）で抗議行動が取り組まれたほか、同年9月には柏崎市内で「なくそテ原発2025 柏崎大集会」が開催され、県内外から約1,000人が参加し、柏崎刈羽原発の再稼働反対を訴える集会・デモに取り組んだ。

大衆団体等は、今後も、原発の運転再開や次世代革新炉の開発・設置等、原子力政策に関する様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。



▲さようなら原発 3.8 全国集会（共同通信社）



▲柏崎刈羽原発6号機への燃料装荷に反対する抗議行動（共同通信社）

### (3) 沖縄県内における反基地運動

#### ① 抗議行動・妨害活動

沖縄県内では、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和<sup>あわ</sup>棧橋<sup>かき</sup>周辺、国頭郡本部町の本部港（塩川地区）等において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返したほか、米軍関連施設周辺での抗議行動にも取り組んだ。

令和7年5月には、中頭郡北谷町内に約2,000人（主催者発表）を集め、「復帰53年 5・15 平和とくらしを守る県民大会」を開催し、沖縄戦後80年の節目を捉え、「忌まわしい戦争の記憶を風化させることなく、平和を希求するウチナーの肝心（ちむぐくる）を世界に発信しよう」との呼び掛けが行われたほか、「多くの市民の力を結集させ、基地のない沖縄、平和な日本、戦争のない世界の実現をめざす」との大会宣言を採択した。



▲反基地運動（共同通信社）



▲海上における反基地運動（共同通信社）



▲反基地運動（共同通信社）

#### ② 違法行為への対処

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和7年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で合計15件延べ10人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。

## (4) 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

### 会議①：G7カナナスキス・サミット

国際会議等を捉えて環境保護等を主張する海外の勢力は、令和7年（2025年）6月、カナダで開催されたG7カナナスキス・サミットに際し、イスラエル・パレスチナ情勢や米国のトランプ大統領に対する批判といった様々なテーマを掲げ、会場近郊で500人規模の抗議行動に取り組んだ。



▲G7カナナスキス・サミットを捉えた抗議行動  
（6月、カナダ）（共同通信社）

### 会議②：第80回国連総会

また、同年9月、米国・ニューヨークで開催された第80回国連総会におけるイスラエルのネタニヤフ首相の一般討論演説に際し、イスラエル政府に対する批判や即時停戦等を訴え、会場近郊で2,000人規模の抗議行動に取り組んだほか、トランプ大統領の一般討論演説に際し、会場に向かう各国首脳の通行を妨害する目的で道路を封鎖する抗議行動に取り組み、数十人が逮捕された。



▲国連総会におけるネタニヤフ首相に対する抗議行動  
（9月、米国）（ロイター/アフロ）



▲国連総会における  
トランプ大統領に対する抗議行動（9月、米国）  
（Yoav Ginsburg/ZUMA Press Wire/ 共同通信イメージズ）

一方、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する国内の勢力は、令和7年中、海外の活動家とも連携しつつ、反基地運動等に取り組んだ。

今後も、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、国際的な連携の維持、強化を図りながら、国際会議及び様々な国際情勢を捉えて、抗議行動に取り組んでいくものとみられる。

## (5) 環境問題を捉えた過激な運動

気候変動による影響の深刻化は、環境問題に対する国際的な世論を喚起し、環境保護運動が盛り上がる要因となっている。

海外では、政府や企業に気候変動対策を求めて過激な運動が行われており、令和7年(2025年)6月には、環境保護団体の活動家が、カナダ国内で画家ピカソの絵画に塗料を掛ける事件が、同年8月には、ノルウェー国内の製油所周辺の道路を封鎖する事件等がそれぞれ発生した。

今後、海外で発生しているような運動が日本国内で発生する可能性は否定できず、注意が必要である。



▲環境保護団体による抗議行動  
(8月、ノルウェー) (EPA=時事)

## (6) 動物権利問題を捉えた過激な運動

### ① 動物の殺処分問題

海外では、動物愛護の観点から動物の権利を主張する過激な運動が行われており、令和7年(2025年)7月には、動物権利団体の活動家が、ドイツ国内の動物園に侵入し、両手を地面に接着剤で貼り付けるなどして動物の殺処分に抗議する事件等が発生した。

### ② 和歌山県太地町のイルカ漁

環境保護団体シー・シェパード(Sea Shepherd)創設者が日本の商業捕鯨や和歌山県太地町のイルカ漁を批判しており、反捕鯨活動家は、今後も妨害行為を含めた抗議行動に取り組むものとみられる。

和歌山県太地町のイルカ漁をめぐるのは、同年9月のイルカ漁解禁に合わせて、漁の中止を求める活動家が、現地を含む国内外において抗議行動に取り組んでおり、警察では、和歌山県警察において太地町特別警戒本部を設置して警戒活動を推進しているほか、出入国在留管理庁等と連携して水際対策を推進している。

動物権利問題を捉えた過激な運動は、今後も国内外で様々な形態で取り組まれるものとみられる。



▲動物権利団体による抗議行動  
(7月、ドイツ) (dpa/時事通信フォト)



▲太地町畠尻湾を警戒する太地町特別警戒本部員  
(11月、和歌山)

# 第3章

## 外事情勢

### ○緻密かつ適正な捜査の徹底

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外為法に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟については、令和7年5月28日、東京高等裁判所において、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったなどとする内容の判決が言い渡され、上告期限である同年6月11日の経過をもって同判決が確定した。

警視庁及び警察庁においては、二度と同種の事案を発生させてはならないという観点から、徹底した検証を行い、同検証によって明らかになった本件の問題点及び反省事項を踏まえた再発防止策を取りまとめるとともに、緻密かつ適正な捜査の徹底に向けた取組を着実に実施している。

### 国家賠償請求訴訟判決を受けた緻密かつ適正な捜査の徹底について

#### 1 警視庁による検証

「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について」（令和7年8月7日 警視庁取りまとめ）より

##### 1 捜査上の問題点

**【捜査指揮】**

- 捜査機関解釈<sup>※</sup>に対し経済産業省が疑問点を示していたにもかかわらずその合理性を再考することなく捜査を進めたこと
- 温度測定実験に関する消極要素の精査の不徹底
- 取調べ官に対する指導の不徹底
- 捜査班運営の問題
- 公安部長ら幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在

**【取調べ等】**

- 警視庁の取調べ官による取調べ及び弁解録取の問題

##### 2 反省事項

- 現場捜査指揮官（警視・警部）は不正輸出事件捜査の経験が豊富だったが、事件検挙を第一として積極方向で捜査。捜査上の消極要素に十分な注意を払わなかった。捜査班ではコミュニケーション不足や人間関係の不和も発生。
- 外事第一課長は、本件捜査では公安部長を補佐する立場にある担当課長として、部下職員に対する指揮監督が不十分。捜査班の運営の実態について十分に把握せず。
- 公安部長ら幹部は、外事第一課から適時・適切な報告がなくとも、全体状況を俯瞰して問題点を把握するなどして慎重に判断すべき立場にあり、その責任を免れることはできない。
- 警視庁の取調べ官による取調べ等について、違法の評価を免れないと厳しく指摘されたことは真摯に反省しなければならない。

##### 3 主な再発防止策

※警視庁公安部外事第一課が、本件捜査に関し採用した外為法上の解釈

- 重要事件について、公安部長が主宰する**部長捜査会議制度**の導入
- 公安部の筆頭課長である公安総務課長の役割として、**適正捜査指導**を明確化
- 公安総務課に**公安捜査監督指導室**を新設し、重要事件の捜査を監督・指導。同室に捜査員からの**相談・意見等も受け付ける体制**（公安部ホットライン事務局）も構築
- 公安部で現場捜査指揮に当たる幹部について、**多面観察**を実施
- 不正輸出に係る**外為法違反取締りの在り方の見直し**（全国警察）

#### 2 警察庁による検証

「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の反省事項と公安・外事部門の捜査における再発防止策について」（令和7年8月7日 警察庁取りまとめ）より

##### 1 警察庁外事課の反省事項

- 本件捜査に係る特別な事情を踏まえれば、外為法上の解釈について全国的かつ統一的な基準を明確にするなどの観点から、経済産業省との協議に主体的に関与すべきであった。
- 報告書の内容を精査し、捜査機関解釈に基づく規制要件への該当性に疑義が生じ得る供述内容について、警視庁外事第一課に対し、明示的にその詳細を確認したり、消極要素の慎重な検討を促したりするなど、緻密かつ適正な捜査の観点からの指摘をすることが望ましかった。

##### 2 再発防止策

**【大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出事件捜査の在り方の見直し】**

- **経済産業省との緊密な連絡・調整**
  - ・不正輸出が疑われる情報の入手時には、経済産業省に通知の上、原則として、調査を求め、必要に応じて、指導、警告等の対応を要請。捜査を行う場合には、同省に必要な事項を確認。
  - ・都道府県警察と経済産業省の協議に警察庁外事課担当者が参画し、必要な調整を実施。
- **不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し**
  - ・不正輸出の未然防止に係る功績を積極的に評価。
  - **取調べの録音・録画**  
任意捜査の場合を含め、原則、被疑者の取調べの録音・録画を実施。

**【公安・外事部門における適正捜査を確保するための体制の整備等】**

- **適正捜査指導室の新設等**  
警察庁警備局警備企画課に適正捜査指導室を新設し、緻密かつ適正な捜査の徹底に係る都道府県警察に対する指導を強化。
- **捜査指揮能力の向上のための研修の充実・強化**  
公安・外事部門の捜査幹部を対象とした警察大学校捜査指揮専科の新設等、教養・研修を強化。
- **都道府県警察公安・外事部門への多様な知見・人材の取り入れ**  
前例にとらわれることなく、部内外の多様な知見等を積極的に取り入れ、警備部門と他部門の間での人事交流を積極的に推進するとともに、部内外の知見等を積極的に活用。

警察としては、明らかになった問題点・反省事項を真摯に受け止め、上に示した再発防止策を着実かつ誠実に推進することにより、公安・外事部門の捜査に対する国民の信頼を回復するための第一歩とするとともに、これらの取組等を通じ、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を果たすべく、警察全体としても緻密かつ適正な捜査を確保していくこととしている。

## 1 中国

## (1) 中国をめぐる情勢

## ① 習近平指導部の動向等

令和7年(2025年)3月5日から11日にかけて、中国の人民大会堂において、第14期全国人民代表大会(全人代)第3回会議が開催された。同会議における政府活動報告で、李強<sup>りきやう</sup>國務院総理は、「外部環境の変化がもたらす不利な影響は強まる一方で、国内の長年蓄積された深層部の構造的な問題が集中的に顕在化した」などと述べた一方で、同年の国内総生産の成長率目標を前年までと同じ5%前後と定めた。また、同報告で、李強國務院総理は「党の人民軍隊に対する絶対的指導を堅持し、政治教育・軍事訓練結合の軍隊整備を持続的に深化させる」などといった考えを示した。同会議では、国防費を前年比7.2%増やす予算案も承認され、不況が長引く中でも軍事力の強化を継続する姿勢が鮮明となった。



▲全国人民代表大会での習近平国家主席  
(AP/アフロ)

同年9月3日、「抗日戦争勝利80周年」を記念して行われた軍事パレードにおいて、習近平国家主席は、「世界一流の軍隊建設を加速し、国家の主権と統一、領土の一体性を断固として守らなければならない」と述べた。また、同パレードにおいて、米国本土を射程に収める

新型潜水艦発射弾道ミサイル「巨浪-3」のほか、令和6年(2024年)に新設された「情報支援部隊」や、「軍事宇宙部隊」、「サイバー空間部隊」といった「未来の戦争に打ち勝つ能力を支える部隊」も初めて公開された。

令和7年(2025年)10月20日から23日にかけて、中国共産党の重要会議である第20期中央委員会第4回全体会議(四中全会)が開催され、令和8年(2026年)からの5年間の経済運営の指針となる「第15次5カ年計画」の基本方針が採択された。同会議で発表されたコミュニケでは、「35年までに経済力や科学技術力、国防力、総合的な国力、国際的な影響力を飛躍的に高める」といった方針が掲げられた。また、同コミュニケにおいて、何衛東<sup>かえいとう</sup>前中央軍事委員会副主席らの党籍をなく奪する処分が確認され、後任として、中央軍事委員会で「反腐敗」を担う規律検査を担当していた張昇民<sup>ちやうしやうみん</sup>委員を昇格させる人事も決定された。

令和7年(2025年)10月30日、習近平国家主席は、米国のトランプ大統領と韓国で会談を行い、両国が課す関税等の措置を互いに緩めることで合意するなどした。同会談では、台湾をめぐる問題について言及されることはなかった。

## ② 台湾情勢

台湾の国家安全局は令和7年(2025年)1月、中国が関与するスパイ事件で令和6年(2024年)中に64人が起訴されたと公表した。また、台湾で対中政策を担う大陸委員会の邱垂正<sup>きゆうすいせい</sup>主任委員は同月、「2024年中に少なくとも31人の台湾人が中国で拘束された」と明かし、「中国が様々な形で台湾に圧力をかけている」と言及した。

賴清徳らいせいとく総統は、令和7年（2025年）3月13日の記者会見で、中国を「境外敵対勢力」とする認識を表明し、「中国が世論工作等の手段を用いて台湾内部の影響力を拡大させようとしている」などと指摘した。

賴清徳総統の発言翌日である同月14日、中国は台湾への武力行使に法的根拠を与えた「反国家分裂法」の施行20年に合わせた会議を開催した。同会議には、趙楽際ちようらくさい全国人民代表大会常務委員長のほか、党中央軍事委員会統合参謀部の劉振立りゅうしんりつ参謀長ら軍関係者も出席した。趙楽際全国人民代表大会常務委員長は会議で「反分裂、反干渉の戦闘を断固として行う」などと強調した。

一方、同年4月1日には台湾を担当する中国人民解放軍東部戦区が、台湾周辺での軍事演習を実施し、施毅しぎ中国人民解放軍東部戦区報道官は「台湾独立分裂勢力に対する嚴重な警告と強力な抑止であり、国家主権を守り、国家統一を維持する正当で必要な行動である」などと主張した。

中国人民解放軍東部戦区は、同年12月29日から同月31日の間にも、台湾を包囲する形で軍事演習を実施した。同演習の実施に際して、同報道官は「台湾独立分裂勢力及び外国の干渉勢力に対する重大な警告であり、国家主権を守り、国家統一を維持するための正当かつ必要な行動である」などと強調した。

政治情勢については、同年7月26日、「親中の言動で台湾政治に悪影響を与えている」として、台湾の最大野党である中国国民党の立法委員24人に対するリコール（解職請求）の賛否を問う投票が行われたが、いずれも成立せず、政権を担う民主進歩党は立法委員の定数における「ねじれ」を解消することができなかった。

同年10月18日に実施された中国国民党党首選においては、「全ての台湾人が誇りを持って「私は中国人だ」と言えるようにしたい」と述べて中国への接近を訴え、民主進歩党を厳しく批判した鄭麗文ていれいぶん前立法委員が当選した。

### ③ 香港情勢

香港では、中国本国による香港への関与が強まっており、令和2年（2020年）6月30日に香港国家安全維持法が施行されて以降、民主活動への政治的な締め付けが進んでいる。

令和7年（2025年）5月13日には、香港国家安全維持法に基づいて設置される国家安全維持公署による捜査への協力が義務付けられた。

また、民主派政党の活動停止が続いており、同年6月29日、社会民主連線が解散を発表したほか、同年12月14日には、香港最大の民主派政党である民主党が解散を決定したことで、香港の主要な民主派政党は全て消滅した。

香港の李家超りかちょう行政長官は、同年6月21日に開かれた香港国家安全維持法施行5年を記念した式典で、同法違反による逮捕者は332人に上るとしたほか、「我々は引き続き国家安全をしっかりと維持していく」と述べた。同年12月15日、同法違反に問われていた香港紙「蘋果日報（アップル・デイリー）」ひんか創業者の黎智英れいちえい氏の有罪が認定された。同月16日、習近平国家主席は、北京で李家超行政長官と面会し、「中央は十分に肯定している」などと述べ、香港の施政を評価する考えを示した。

## (2) 我が国との関係をめぐる情勢

### ① 日中関係

#### ア 日中首脳会談等をめぐる動向

令和7年(2025年)10月31日、APEC首脳会談に出席するため、韓国・慶州を訪問中の高市総理と習近平国家主席による日中首脳会談が行われた。同会談において両首脳は、「戦略的互惠関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な日中関係を構築する」という方向性を確認した。また、両首脳は、日本産水産物の輸入再開を前向きに受け止め、引き続き令和6年(2024年)9月に両政府で発表した「日中間の共有された認識」を実施していくことを確認した。一方で、高市総理は、尖閣諸島を含む東シナ海での中国の海洋進出や我が国周辺での中国軍の活動の活発化について、深刻な懸念を伝えた。



▲日中首脳会談(新華社/アフロ)

令和7年11月7日の衆議院予算委員会で、高市総理は、台湾をめぐる情勢について、個

別具体的な事態の状況に応じて、政府が総合的に判断するとした上で、「武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得る」旨答弁した。これに対し、同日、薛劍在大阪中国総領事が、自身の「X(旧Twitter)」アカウントに「勝手に突っ込んできたその汚い首は一瞬の躊躇もなく斬ってやるしかない。覚悟が出来ているのか」などと投稿した。

また、同日、中国外務省は、当該答弁をめぐって、孫衛東外務次官が金杉駐中国大使を呼び出し、「厳正な申入れと強烈な抗議を行い、答弁撤回を求めた」と発表した。その一方で、同日、船越外務事務次官が、呉江浩駐日中国大使を呼び出し、薛劍在大阪中国総領事の投稿について強く抗議し、中国側に「適切な対応」を取るよう強く求めた。

#### イ 日本産水産物の輸入再開をめぐる動向

令和5年(2023年)8月23日、日本政府が東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水を同月24日から海洋放出することを決めたことに対し、中国の汪文斌外務省報道官(当時)は、「中国政府は食品の安全や市民の健康を守るために必要な措置を講じる」などと述べ、日本産の水産物の輸入を全面的に停止する措置を執ることを明らかにした。

令和6年(2024年)9月20日、日中双方は、「IAEAの枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリング」を通じて「基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる」との文を盛り込んだ合意文書を発表し、中国による日本産水産物の全面禁輸措置を段階的に解除していく方針を確認した。

中国税関総署は、令和7年(2025年)6月29日、日本による東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に対する国際的モニタリングや、中国による独自のサンプリング検査の結果に異常がないこと等を前提として、一部都県を除く日本の水産物の輸入を条件付で再開するとした。

しかし、同年11月19日、中国政府が日本産水産物の輸入を事実上停止したことが明らかになった。

高市総理の台湾をめぐる情勢に関する国会答弁に反発した対抗措置とみられ、同日、中国の毛寧<sup>もうねい</sup>外務省報道官は、「高市総理が台湾に関する誤った発言をした」と述べたほか、「品質の安全を保証する資料が提供されていない」と主張した。

## ウ 我が国周辺海空域における中国の動向

### (ア) 尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年(2012年)9月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の3島について所有権を取得して以降、中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が発生しており、令和7年中においては、357日、延べ1,380隻が、我が国の接続水域に入域した。

これらの船舶による尖閣諸島周辺海域における連続航行日数は、令和6年11月から令和7年10月にかけて、過去最長となる335日を記録した。

また、令和2年5月以降、これらの船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生し、令和7年3月には、これらの船舶が日本漁船に断続的に接近しながら92時間以上にわたり領海侵入を続け、連続領海侵入時間は過去最長を記録した。

さらに、同年5月3日、中国海警局に所属する船舶が我が国領海に侵入するとともに、同船舶から発艦したヘリコプター1機が尖閣諸島周辺の我が国領空を侵犯したことが確認された。

中国政府は、尖閣諸島について「中国固有の領土だ」として領有権を主張し続けており、このように尖閣諸島周辺海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、今後も引き続き既成事実化を図っていくものとみられる。

### (イ) 我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活発な活動を見せている。

防衛省の発表によれば、自衛隊機による緊急発進回数は、令和5年度が669回、令和6年度が704回であり、緊急発進回数のうち、中国機に対するものは、令和5年度が479回(約72%)、令和6年度が464回(約66%)と高い水準で推移している。

自衛隊機による緊急発進回数のうち、中国機に対するものの回数は減少しているものの、同じく防衛省の発表によれば、令和6年8月に、長崎県沖で中国機による初の我が国への領空侵犯が発生し、令和6年度においては、中国無人機(WL-10・GJ-2)の対領空侵犯措置における初確認を含む令和5年度の約3倍となる中国無人機の特異な飛行が確認されたほか、東シナ海、太平洋及び日本海における中国爆撃機及びロシア爆撃機による長距離の共同飛行(11月)が確認されるなど、中国機による活動は活発である。

令和7年12月には、中国海軍の空母「遼寧」から発艦した戦闘機が、沖縄本島南東の公海上空で、同戦闘機に対する対領空侵犯措置を実施していた航空自衛隊のF-15戦闘機に対し、断続的なレーダー照射を行う事案が発生したことを防衛省が発表した。

## ② 中国による対日諸工作等

### ア 海外における情報収集活動等

近年、諸外国で中国情報機関による情報収集活動等の各種工作活動に対する警戒感が急速に高まっている。

例えば、フィリピンでは、令和7年(2025年)1月、国家捜査局が、中国人民解放軍傘下の大学に在籍する中国人1人とフィリピン人2人について、必要な許可を取らずに国防上重要な情報を収集するスパイ活動を行った疑い等により逮捕し、その後、同人らの活動に協力した疑いのある中国人5人についても、フィリピン西部の海軍拠点をドローンで撮影するなどの違法な情報収集活動に従事していたとして逮捕している。

台湾においては、同年6月、検察庁が、民主進歩党の元党员等4名について、国家安全法違反等で起訴し、同年9月に有罪判決が下された。同人らは、機密文書等を収集し、一部の者はその文書等の一部を中国の情報機関員に提供し、報酬を受け取っていた。報道によると、提供された情報は、頼清徳総統の副総統時代における外国訪問に関する情報や外交関係資料等で、同人らの一部は、平成29年（2017年）から中国の情報機関に協力して台湾において情報収集を行っていたとされる。

また、米国では、令和7年（2025年）1月、司法省が、連邦準備制度理事会の元上級顧問について、同理事会の機密情報を、大学院生を装った中国の情報機関員に提供したとして起訴し、同年7月には、中国人2人について、中国国家安全部に代わって、米軍基地に関する情報収集や中国の情報機関が採用可能な軍人を特定するなどのスパイ活動を行ったとして起訴したことをそれぞれ発表している。

さらに、技術情報の窃取等に関して、ウクライナでは、同年7月、保安庁が、中国人2人について、対艦ミサイル「ネプチューン」に関する機密情報を入手し、中国の情報機関に提供しようとした疑いで逮捕した。2人は親子関係で、父親がウクライナ在住の息子のスパイ活動を調整して機密情報を入手させた後、中国の情報機関に提供する予定であったとされる。

このほか、米国では、同年7月、司法省が、イタリアにおいて逮捕された中国人等について、中国国家安全部からの指示により、米国に拠点を置く大学や学者等を標的としたサイバー攻撃を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する重要な研究データを窃取するなどしたとして起訴したことを発表している。

また、同年3月、ベルギーの連邦検察庁は、中国の大手通信機器企業が、商業的利益を促進するために欧州議会の議員に対して金品等を交付した贈賄等の疑いで、関係者を逮捕している。

#### イ 我が国における諸工作等

中国は、諸外国のみならず、我が国においても、目的を偽った上での機微情報の収集、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等への研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

## 2 ロシア

### (1) ロシアをめぐる情勢

#### ① ウクライナをめぐる情勢等

令和7年(2025年)2月、国連安全保障理事会は、ロシアによるウクライナ侵略開始から3年を迎えるのに合わせ、会合を開いた。米国が「ロシアとウクライナの紛争の迅速な終結」を求める決議を提出し、ロシアや中国等10か国の賛成で採択された。しかし、同決議にロシアを非難する文言はなく、英国やフランス等、欧州5か国は投票を棄権した。

同年4月、ロシアは、北朝鮮から派遣された兵士がクルスク州での戦闘に参加したことを、初めて公式に認めた。ロシアのザハロワ外務省報道官は、北朝鮮兵の派遣について、令和6年(2024年)に北朝鮮と締結した「包括的戦略的パートナーシップ条約」に基づくものであると述べた。

令和7年(2025年)5月、ロシアとウクライナの代表団は、トルコのイスタンブールで、3年ぶりの直接交渉を行った。ウクライナは30日間の無条件停戦を求めていたが、合意には至らなかった。ロシアとウクライナは同年6月及び7月にも直接交渉を行ったが、停戦に向けた具体的な進展はなかった。

同年6月、ウクライナ保安庁は、複数のロシア空軍基地を無人機で一斉攻撃する特殊作戦を実施したと発表した。ロシア軍が保有する戦略航空機の34%を損傷させ、ロシアに推定70億ドルの損害を与えたとされる。

#### ② 外政関係

令和7年(2025年)8月、プーチン大統領は、米国アラスカ州アンカレジを訪問し、米国のトランプ大統領と首脳会談を行った。同年1月に米国大統領に就任したトランプ氏は、ロシアとウクライナの停戦実現に意欲を示してきたが、停戦の合意には至らなかった。

同年9月、プーチン大統領は、北京において開催された「抗日戦争勝利80周年」記念式典に出席した。同大統領は、中国の習近平国家主席及び北朝鮮の金正恩朝鮮労働党総書記兼国務委員長(以下「金正恩党総書記」という。)と並んで軍事パレードを観閲し、中朝との結束を強調した。

プーチン大統領は、軍事パレードの観閲に先立ち、習近平国家主席と会談し、「両国の緊密なコミュニケーションは、現在前例のないレベルにある露中関係の戦略的性質を反映している」と述べた。

プーチン大統領は、金正恩党総書記とも会談し、露朝関係を「特別で同盟的な性格を持つものとなっている」と述べるとともに、



▲ロシアによるウクライナ侵略開始後3年に合わせて開かれた国連安全保障理事会 (AFP=時事)



▲軍事パレードの会場に向かう露中朝首脳 (AFP=時事)

クルスク州への北朝鮮兵の派遣に謝意を示した。

### ③ 国内情勢

ロシア国内では、政権に批判的なメディアへの圧力や言論統制が強化されている。令和7年(2025年)7月、プーチン大統領は、ロシア当局が認定する「過激派」の関連サイト等をインターネットで意図的に検索した場合等に、罰金を科す法案に署名した。

同年8月、ロシア通信当局は、外国製メッセージアプリの通話機能の一部を制限したと発表した。同月、ロシア政府は、国産メッセージアプリ「MAX」を同年9月から同国内で販売される全ての携帯電話とタブレット端末にあらかじめインストールすることを義務付けると発表した。同アプリのプライバシーポリシーには、第三者や政府機関に情報を渡す可能性がある」と記載されている。同アプリを通じて、国民間の反政権的なやり取りの監視を強化する狙いがあるとみられる。



▲ロシアの国産メッセージアプリ「MAX」  
(ロイター/アフロ)

## (2) 我が国との関係をめぐる情勢

### ① 日露関係

令和7年(2025年)3月、ロシア外務省は、ウクライナ侵略をめぐって同年1月に日本が発動した対露制裁への報復として、岩屋外相(当時)を含む日本人計9人のロシア入国を無期限で禁止すると発表した。また、同省は、同年11月にも、日本の外務官僚や研究者等を含む日本人計30人を入国禁止にすると発表した。ウクライナ侵略開始以降、ロシアによる日本に対する入国禁止の発表は5度行われ、令和7年12月までに計499人が入国禁止となっている。

同年4月、ロシア最高検察庁は、北方四島交流事業を行ってきた「北方領土問題対策協会」をいわゆる望ましくない外国NGO団体に指定し、ロシアでの活動を事実上禁止した。ロシアは、令和4年(2022年)2月以降、北方領土の元島民等で構成される「千島歯舞諸島居住者連盟」及び北方領土の返還要求を続ける「北方領土復帰期成同盟」も、いわゆる望ましくない外国NGO団体に指定している。

令和7年(2025年)8月、日本政府は、ロシア国内や日露関係を取り巻く状況の変化等を踏まえ、ロシア国内で日本語教育等を行ってきた日本センターを全て閉鎖することを決定した。同年1月、ロシア政府は、日本センターに関する日露両政府間の覚書の適用を終了すると発表していた。

### ② ロシアによる対日諸工作等

ソ連崩壊後も、ロシアは、国家保安委員会(KGB)の流れをくむ対外情報庁(SVR)や連邦保安庁(FSB)、軍の情報機関である軍参謀本部情報総局(GRU)を存続させ、諜報活動を展開している。警察の捜査の中で、ロシア情報機関員が、外交官、通商代表部職員等の身分で入国し、政府職員を含む日本人をエージェントとして運営するなどして軍事や科学技術に関する諜報活動等の対日有害活動を行っていることが判明している。警察では、戦後、令和7年12月までに30件の諜報事件を検挙している。

例えば、令和2年1月、大手通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロ

シア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件を検挙した（警視庁）。最初に元従業員と接触したのは、代表代理の「前任」とされる通商代表部の職員であった。同職員は、都内の歓楽街の路上で、元従業員に対し、「この辺りでおいしい店を知りませんか」と日本語で声を掛け、飲食店に誘引した。事前に同従業員に目を付けた上で、偶然を装って接近したものとみられる。その後、二人は度々会食する仲となり、しばらくしてその関係は代表代理に引き継がれた。代表代理は、当初、元従業員に対し、公開情報の提供を求めるにとどまっていたが、次第に元従業員が勤める会社の機密情報を要求するようになった。元従業員が断ろうとすると、代表代理は「あなたの住んでいるマンションを知っている」などと脅すような言葉を掛けてくることもあったという。

このように、ロシアが従前どおりの諜報活動を継続している実態が明らかとなっているところ、プーチン大統領は、令和4年（2022年）6月、SVR本部においてスピーチを行い、ウクライナ侵略に伴う欧米等の対露制裁強化を踏まえ、SVRに対し「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べて、外国での情報収集活動を活発化するように指示している。

警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。



▲SVR本部でスピーチするプーチン大統領  
(SPUTNIK/時事通信フォト)

ソ連崩壊後（平成3年（1991年）12月以降）のロシアによる諜報事件の検挙一覧	
1	【在日ロシア通商代表部代理等による商法違反事件（平成4年5月）】 在日ロシア通商代表部代表代理が、日本人エージェント（電子機器商社役員）に報酬を渡し、最先端科学技術資料等の違法入手を企てた事件
2	【イリーガル機関員による旅券法違反事件（平成9年7月）】 ロシア連邦対外情報庁（SVR）に所属するイリーガル機関員（国籍を偽るなど身分を偽装して入国しスパイ活動を行う者）が、昭和40年頃から約30年にわたり我が国内外においてスパイ活動を行っていた事件
3	【在日ロシア通商代表部員等による業務上横領事件（平成9年11月）】 日本人翻訳家が、SVR機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からスパイ工作を受け、約7年にわたりハイテク技術関係のスパイ活動を行っていた事件
4	【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成12年9月）】 ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）の機関員とみられる在日ロシア大使館付海軍武官が、海上自衛官から自衛隊内の秘密文書を入手していた事件
5	【在日ロシア通商代表部員等による秘密保護法違反事件（平成14年3月）】 GRU機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、防衛関連会社社長に対し、米国から供与された我が国の「防衛秘密」であるレーダー誘導ミサイル等に関する情報入手を唆していた事件
6	【在日ロシア通商代表部員等による背任事件（平成17年10月）】 ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人会社員から、その勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件
7	【在日ロシア通商代表部員等による窃盗事件（平成18年8月）】 ロシア情報機関員とみられるロシア通商代表部員と日本人の元会社員が共謀して、元会社員が勤務していた会社が所有し、管理する可変光減衰器（VOA）素子を窃取した事件
8	【在日ロシア大使館二等書記官等による国家公務員法違反等事件（平成20年1月）】 元内閣事務官が、ロシアの情報機関員とみられる元在日ロシア連邦大使館二等書記官から唆され、内閣情報調査室の秘密を同人に漏らし、現金10万円の賄賂を受け取っていた事件
9	【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成27年12月）】 元陸上自衛隊幹部が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア連邦大使館付武官から唆され、陸上自衛隊の部内資料を同人に交付した事件
10	【在日ロシア通商代表部代表代理等による不正競争防止法違反事件（令和2年1月）】 通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件
11	【在日ロシア通商代表部員等による電子計算機使用詐欺事件（令和3年6月）】 元技術文献調査会社経営者の男が、ロシアの情報機関員と見られる在日ロシア通商代表部員（当時）と共謀の上、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用が認められるデータベースサービスを不正に利用して文献を入手した事件

### ③ 対ロシア等制裁措置に係る違法行為の取締り

我が国では、ロシアによるウクライナ侵略に対する制裁措置の一環として、外為法に基づき、ロシア等を仕向地とする軍事転用可能な品目等の輸出禁止措置を累次にわたって講じている。

令和7年3月には、輸出を行う際には経済産業大臣の承認を受けなければならない乗用自動車を、経済産業大臣の承認を受けることなく、韓国を経由してロシアに輸出したとして、中古自動車輸出版売業者の従業員らを検挙した（兵庫）。

### 3 朝鮮半島

#### (1) 北朝鮮をめぐる情勢

##### ① 軍事関係

北朝鮮は、令和3年（2021年）に発表した「国防科学発展及び武器体系開発5カ年計画」に基づく軍備増強を進めている。金正恩党総書記は、令和6年（2024年）12月末に開催された朝鮮労働党中央委員会第8期第11回全員会議拡大大会議において、令和7年（2025年）の軍事面の課題として、軍の戦争遂行能力向上や民間防衛部門の戦争準備を指示するとともに、自衛的戦争抑止力の強化等を実現するための諸課題を提示した。

北朝鮮は、令和6年（2024年）に続き令和7年（2025年）も多種多様なミサイルの発射を繰り返したほか、発射プラットフォームの多様化に注力した。金正恩党総書記は、同年1月、「新たな炭素繊維複合材料」を使用したとする「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」の試験発射を参観し、ミサイルの性能について「いかなる稠密な防御障壁も効果的に突き破り、相手に甚大な軍事的打撃を加えることができる。」と言及した。

また、同年4月、北朝鮮は新型駆逐艦で超音速巡航ミサイル、戦略巡航ミサイルや対空ミサイルの試験発射等を行い、金正恩党総書記は、「強力な攻撃能力を前提とする主動的かつ攻勢的な防御体系を確立することが重要」と述べた。

北朝鮮は、令和6年（2024年）に続き、核開発にも注力している。北朝鮮メディアは令和7年（2025年）1月、金正恩党総書記が核物質生産基地と核兵器研究所を現地指導したと報道した。金正恩党総書記は、「党第8回大会が核兵器研究・生産部門に提示した5カ年計画期間の課題が完璧に遂行されるべき今年の闘争は極めて重要」とした上で、「兵器級核物質生産計画を超過遂行して国の核の盾を強化する上で画期的な成果を収める」ことを要求し、核開発や量産を推進していく方針を示した。

同年9月に開催された最高人民会議第14期第13回会議では、「我が方が核保有国へと変遷することとなったのは、我が国家の生存か死滅かという分かれ道で行った必須不可欠の選択であった」とし、「非核化」なるものは絶対にあり得ない」と強調した。



▲極超音速ミサイルの試験発射  
(AFP=時事)



▲新型駆逐艦「崔賢」号によるミサイルの試験発射  
(EPA=時事)

## ② 外政関係

### ア 対米関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）12月、朝鮮労働党中央委員会第8期第11回全員会議拡大会議において、米国は「反共を国是としている最も反動的な国家的実体」として、「最強硬対米対応戦略」を表明するなど、対決姿勢を鮮明化した。

その一方で、米国のトランプ大統領が、令和7年（2025年）8月の米韓首脳会談等において、金正恩党総書記との関係について良好であると言及してきたことに対し、同年9月、金正恩党総書記は、最高人民会議第14期第13回会議において、「個人的には現米国大統領トランプに関する良い思い出を持っている」とし、「米国が非核化の執念を払い落とし、真の平和共存を望むのなら、我々も米国と向き合って立つことができない理由はない」と述べ、トランプ大統領が意欲を見せる米朝首脳会談実現に向けた事実上の条件を示した。

### イ 対韓国関係

令和7年（2025年）6月、韓国大統領選挙が行われ、「共に民主党」の李在明<sup>イジエミョン</sup>氏が第21代大統領に就任した。李在明大統領は北朝鮮との関係について、「対話と協力を通じて朝鮮半島の平和を構築する」として、同月、北朝鮮向け宣伝放送を中止するなど、南北間の緊張緩和に向けた措置を指示した。これを受け、北朝鮮は翌日、韓国向け騒音放送<sup>キムヨジョン</sup>を中断したが、金与正党副部長は、同年7月に談話を発表し、「我が方は、ソウルでいかなる政策が樹立され、いかなる提案が出されても興味がなく、韓国と対座することも、議論する問題もないという公式の立場をいま一度明確に明らかにする」と表明したほか、同年8月には、北朝鮮外務省主要局長との協議会において、「韓国は我が国家の外交相手となり得ない」と改めて言及し、韓国との対話には応じない姿勢を示した。

また、金正恩党総書記は、同年9月、最高人民会議第14期第13回会議において、北朝鮮は「韓国と対座することはなく、何も一緒に行わないであろう」とし、「一切、相手にしないでであろうことを明確にする」と述べ、「断固として統一は不必要」と強調した。

### ウ 対ロシア関係

北朝鮮は、ロシアによるウクライナ侵略の開始以降も一貫してロシアを支持しており、令和6年（2024年）6月には、有事の際の相互援助条項を含む「包括的戦略的パートナーシップ条約」を締結し、幅広い



▲就任を宣言する李在明大統領  
(ABACA PRESS/時事通信フォト)



▲露朝首脳会談  
(AFP=時事)

分野における協力を強化している。

北朝鮮は、令和7年（2025年）4月、ロシアに続いてクルスク州への派兵を公表した。また、金正恩党総書記は、同年6月、プーチン大統領の委任を受けて訪朝したショイグ安全保障会議書記と会見し、「ウクライナ問題をはじめとする全ての深刻な国際政治問題でロシアの立場と対外政策を無条件で支持」と表明したほか、同月、再度訪朝したショイグ安全保障会議書記との会見において、クルスク州に工兵1,000人、軍事建設要員5,000人を派遣することに合意した。

両者は、金正恩党総書記が同年9月、中国北京で行われた露朝首脳会談において、ロシアに対する全面的な支持を表明するとともに、露朝間の長期的な協力計画について詳しく討議し、関係を引き続き高い水準へと導くことを確認するなど、極めて密接な関係を維持している。

## エ 对中国関係

北朝鮮と中国間では、国交樹立75周年に当たる令和6年（2024年）を「中朝親善の年」と定めるも、目立った高官交流や関連行事が行われていなかった。しかし、令和7年（2025年）1月、在朝鮮中国大使館、在中国北朝鮮大使館それぞれにおいて新年会が開催され、双方幹部が出席したほか、同年7月の中朝友好協力相互援助条約締結64周年に際しては、在中国北朝鮮大使館が宴会を催し、全人代常務委員会副委員長らが招かれた。

また、金正恩党総書記は、同年9月、「抗日戦争勝利80周年」記念式典に出席するため、中国・北京を6年ぶりに訪問し、習近平国家主席と会談した。会談において金正恩党総書記は、朝中関係を不断に深化、発展させることは「確固不動の意志だ」と強調するとともに、中国の「立場と努力について全面的に変わることなく支持して」いくと述べるなど、中朝関係を強化する動向が見られた。

### ③ 内政・経済関係

金正恩党総書記は、令和6年（2024年）1月、最高人民会議第14期第10回会議の施政演説において、現代的な地方工業工場の建設を毎年20郡で実行し、10年以内に全ての市・郡で人民の基本的な生活水準を一段階引き上げるとする「地方発展20×10政策」を協力に推し進めると表明しており、令和7年（2025年）2月までに、全ての対象地域で地方工業工場が完工した。

さらに、金正恩党総書記は、令和6年（2024年）8月、地方工業工場建設と並行して、保健施設、科学技術普及拠点及び糧穀管理施設を建設することを指示し、翌年2月に、江東郡病院及び総合奉仕所の建設を開始した。



▲中朝首脳会談  
(朝鮮通信=時事)



▲成川郡地方工業工場竣工式で演説する金正恩党総書記  
(朝鮮通信=時事)

また、北朝鮮は、令和5年(2023年)以降、中国及びロシアからの公式訪問者や公館員の受入れを開始し、令和6年(2024年)2月にはロシアからの観光客の受入れを再開するなど、段階的に入国規制を緩和させてきた。同年12月には、国境都市のロシア・ハサン駅と北朝鮮・豆満江駅を結ぶ定期旅客列車の運行が再開され、令和7年(2025年)5月には、ロシア・ウラジオストクと北朝鮮・羅先市羅津をつなぐ観光列車の運行も開始した。さらに、同年6月には、世界最長となる平壤とモスクワをつなぐ直通鉄道が5年ぶりに再開したほか、同年7月には平壤・モスクワ間の直行航空路の運営も再開するなど、観光を含めた人的往来を拡大した。

#### ④ 対日諸工作

##### ア 朝鮮総聯の動向

朝鮮総聯は、令和7年5月、「総聯結成70周年」を捉えて「在日本朝鮮人総聯合会結成70周年慶祝中央大会」等を開催した。同大会に際して、金正恩党総書記は、総聯幹部及び在日同胞に対し、「歴史的書簡「結成世代の愛国精神を受け継いで在日朝鮮人運動の偉大な歴史を記していこう」を送付し、朴久好総聯中央第一副議長が同書簡を伝達した。また、丁聖漢総聯北海道本部委員長を団長とする「総聯結成70周年在日朝鮮人感謝団」を北朝鮮に派遣し、同感謝団は平壤で開催された「在日本朝鮮人総聯合会結成70周年記念中央報告会」に参加したほか、崔竜海最高人民会議常任委員会委員長と会見するなど、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

令和6年(2024年)から在日韓国・朝鮮人による訪朝の受入れが段階的に再開されており、同年11月から令和7年(2025年)1月にかけて、迎春公演に出演させるため、「在日朝鮮学生少年芸術団」が5年ぶりに派遣され、同団は公演後、朝鮮労働党中央委員会本部庁舎前において、金正恩党総書記



▲開業した元山葛麻海岸観光地区  
(朝鮮通信=時事)



▲崔竜海最高人民会議常任委員長と記念撮影する感謝団  
(朝鮮通信=時事)



▲金正恩党総書記と記念撮影する在日朝鮮学生少年芸術団  
(AFP=時事)

と記念撮影したほか、朝鮮大学の学生らによる祖国訪問団が数次にわたり北朝鮮を訪問するなど、令和7年中も引き続き活発な訪朝動向が確認されている。

また、朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていることなどを捉えて、毎週金曜日、文部科学省庁舎前等において、朝鮮学校関係者や支援者と共に、「金曜行動」と称する抗議活動を実施している。今後も朝鮮総聯は、在日朝鮮人や朝鮮学校等の権利擁護や北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解と支援等を得るための働き掛けを行っていくものとみられる。

## イ 北朝鮮 IT 労働者問題

国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル<sup>注</sup>は、これまでの国連安全保障理事会決議に基づく対北朝鮮措置に関する報告書において、北朝鮮は、IT労働者を外国に派遣し、彼らは身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていると指摘した。我が国においても、北朝鮮 IT 労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインプラットフォームを利用して業務を受注するなどし、収入を得ている事例が確認されている。

実際、令和7年4月には、北朝鮮 IT 労働者とみられる者による、いわゆるクラウドソーシング会社の不正なアカウント登録に際し、自動車運転免許証の画像情報、銀行口座情報を提供したとして日本人男性2人を私電磁的記録不正作出・同供用幫助罪で検挙した（警視庁）。

また、北朝鮮 IT 労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘

令和7年8月27日

### 北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起

北朝鮮は、IT労働者を外国に派遣し、彼らは身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていることが指摘されています。我が国においても、北朝鮮 IT 労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインのプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を利用して業務を受注するなどし、収入を得ている事例が確認されています。また、北朝鮮 IT 労働者が情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性も指摘されており、その脅威は一層高まっている状況にあります。

こうした北朝鮮 IT 労働者による活動に対しては、昨年3月に、我が国政府から、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を发出しています。また、捜査機関も関連事案の取締りを実施しているところです。

その一方で、北朝鮮 IT 労働者は手口を一層巧妙化させており、また、世界的に活動を拡大させていると指摘されています。こうした現状を踏まえ、今般、同注意喚起を以下のとおり更新するとともに、米国及び韓国と共に、「北朝鮮 IT 労働者に関する共同声明」を发出しました。

北朝鮮に関する国際連合安全保障理事会決議は、加盟国において収入を得ている全ての北朝鮮労働者の送還を決定するとともに、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、北朝鮮の核・ミサイル開発の利益のために利用可能となることのないよう確保しなければならないと規定しています。また、このような北朝鮮 IT 労働者に対して業務を発注し、サービス提供の対価を支払う行為は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）等の国内法に違反するおそれがあります。

各企業・団体においては、経営者のリーダーシップの下、北朝鮮 IT 労働者に対する認識を深めるとともに、以下に挙げるような手口に注意を払っていただきますようお願いいたします。また、プラットフォームを運営する企業においては、本人確認手続の強化（身分証明書の厳格な審査、テレビ会議形式の面接の導入等）、不審なアカウントの探知（不自然な情報の登録が通知されるシステムの導入等）といった対策の強化に努めていただきますようお願いいたします。

### 【北朝鮮 IT 労働者の手口】

- 北朝鮮 IT 労働者の多くは、国籍や身分を偽るなどしてプラットフォームへのアカウント登録を行っています。その際の代表的な手口として、身分証明書の偽造や第三者へのなりすましが挙げられます。過去には、知人等の第三者から身分証明書の画像の提供を受けて北朝鮮 IT 労働者がアカウント登録を行った例や、日本に居住する血縁者、知人等の第三者にアカウントを登録させ、実際の業務は北朝鮮 IT 労働者が行っていた例が確認されています。
- 業務の報酬の支払等に関しては、銀行からの送金のほか、資金移動業者や暗号資産交換業者が用いられることがあります。過去には、北朝鮮 IT 労働者が、企業からの報酬の振込先として第三者の口座を登録し、当該第三者に対して指定した外国の口座への送金を依頼し、その対価として当該第三者に対して報酬の一部を提供していた例が確認されています。
- 北朝鮮 IT 労働者は、IT関連業務に関し高い技能を有するケースが多く、プラットフォーム等を通じて、ウェブページ、アプリケーション、ソフトウェアの制作等の業務を幅広く募集しています。また、企業や個人から直接業務を受注している場合もあります。
- 北朝鮮 IT 労働者の多くは、中国、ロシア、東南アジア等に在住しているとされていますが、VPN やリモートデスクトップ等を用いて外国から作業を行っていることを秘匿している場合があります。
- 北朝鮮 IT 労働者は、IT関連業務の受注のほか、独自に制作したとみられる自動売買システムを使用して不正にFX取引を行い、外貨を獲得していた事例も確認されています。
- そのほか、北朝鮮 IT 労働者のアカウント等には、次のような特徴がみられることが指摘されています。取引の相手方にこれらの特徴が複数当てはまるなど、総合的に勘案して取引に不要点が確認される場合には、北朝鮮 IT 労働者が業務を請け負っている可能性がありますので、十分注意してください。

### （主にプラットフォームを運営する企業向け）

- アカウント名義、連絡先等の登録情報又は登録している報酬受取口座を頻繁に変更する。
- アカウント名義と登録している報酬受取口座の名義が一致していない。

### ▲北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起（一部抜粋）

注…令和6年（2024年）3月、マンデート更新に関する国連安全保障理事会決議案にロシアが拒否権行使したため、専門家パネルは同年4月で活動を終了した。

されており、その脅威は一層高まっている状況にある。

こうした北朝鮮 I T 労働者の活動に対して、我が国は、令和7年8月、米国及び韓国とともに、「北朝鮮 I T 労働者に関する共同声明」を発出し、北朝鮮 I T 労働者による手口の巧妙化及び標的拡大を指摘するとともに、三か国の連携及び官民連携の強化へのコミットメントを再確認した。また、同月、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省は、令和6年3月に公表した「北朝鮮 I T 労働者に関する企業等に対する注意喚起」を更新し公表した。

### ウ その他北朝鮮による工作活動

北朝鮮の情報機関が関与する諸工作も、我が国で依然として行われており、令和2年10月に警視庁が逮捕した事件では、日本で会社を営んでいる韓国籍の被疑者の男が、北朝鮮の工作人員の指示により、貿易拠点を日本国内に設置して、エネルギー資源に関する取引を行うなどの資金獲得活動を行っていたことが明らかとなっている。

### ⑤ 日朝関係

令和7年（2025年）9月、石破総理（当時）が、国連総会における一般討論演説の中で、安全保障理事会が十分に機能を発揮できていないことを指摘し、常任・非常任理事国数の拡大を呼び掛けたことに対して、北朝鮮メディアは同年10月、「日本が未だに国連の責任ある地位を獲得しようという野望を抱き、機会があるたびにおこがましく騒ぎ立てるのは、それこそ無分別な妄動である」と批判した。

また、北朝鮮メディアは、同月、石破総理（当時）と高市自民党総裁が靖国神社に供物を奉納したことを捉え、「軍国主義の亡霊をよみがえらせて罪深い侵略の歴史を繰り返そうとする島国の政客らの醜態は、国際社会の抗議と非難を呼び起こしている」と初めて高市総裁に言及しつつ批判した。その後、高市総裁が内閣総理大臣に就任し、拉致被害者家族との面会において、日朝首脳会談に強い意欲を示すも、北朝鮮はこれまで特段の反応は示していない。

### ⑥ 対北朝鮮措置に係る違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、令和7年4月8日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の2年間延長（令和9年4月13日まで）を決定した。

## (2) 北朝鮮による拉致容疑事案等

### ① 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案 12 件（被害者 17 人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案 1 件（被害者 2 人）の合計 13 件（被害者 19 人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作人員等 10 人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案<sup>注</sup>について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の現地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的に DNA 型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

### 日本人が被害者である拉致容疑事案（12 件 17 人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和52年9月	石川県鳳至郡 (現 鳳珠郡)	久米裕さん (52)	宇出津事件
昭和52年10月	鳥取県米子市	松本京子さん (29)	女性拉致容疑事案
昭和52年11月	新潟県新潟市	横田めぐみさん (13)	少女拉致容疑事案
昭和53年6月頃	兵庫県神戸市	田中実さん (28)	元飲食店店員拉致容疑事案
昭和53年6月頃	不明	田口八重子さん (22)	李恩恵拉致容疑事案
昭和53年7月	福井県小浜市	地村保志さん (23) 地村 (旧姓：濱本) 富貴恵さん (23)	アベック拉致容疑事案 (福井) (注1)
昭和53年7月	新潟県柏崎市	蓮池薫さん (20) 蓮池 (旧姓：奥土) 祐木子さん (22)	アベック拉致容疑事案 (新潟) (注2)
昭和53年8月	鹿児島県日置郡 (現 日置市)	市川修一さん (23) 増元のみ子さん (24)	アベック拉致容疑事案 (鹿児島)
昭和53年8月	新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	曾我ひとみさん (19) 曾我ミヨシさん (46)	母娘拉致容疑事案 (注3)
昭和55年5月頃	欧州	石岡亨さん (22) 松木薫さん (26)	欧州における日本人男性拉致容疑事案
昭和55年6月	宮崎県宮崎市	原教晃さん (43)	辛光洙事件
昭和58年7月頃	欧州	有本恵子さん (23)	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注1～3：このうち、地村保志さん、地村 (旧姓：濱本) 富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池 (旧姓：奥土) 祐木子さん及び曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

### 日本人以外が被害者である拉致容疑事案（1件2人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年6月	福井県小浜市	高敬美さん (7) 高剛さん (3)	姉弟拉致容疑事案

注：警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和7年12月末現在、871人

## 国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案 (事件)名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案(福井)	アベック拉致容疑事案(新潟)		
被疑者	洪寿憲こと木下陽子	金世鎮	辛光洙	通称 チェ・スンチョル	通称 ハン・クムニョン	通称 キム・ナムジン
						
国際手配年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月
事案 (事件)名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件	欧州における日本人女性拉致容疑事案	
被疑者	通称 キム・ミョンスク	森順子	若林(旧姓:黒田)佐喜子	辛光洙	魚本(旧姓:安部)公博	
						
国際手配年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成14年10月	

## ② 拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

高市総理は、令和7年（2025年）10月、米国のトランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行い、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

また、同月、マレーシア・クアラルンプールで開催された第28回日ASEAN首脳会議においても、拉致問題の即時解決が急務であると呼び掛けるとともに、各国に対し引き続きの理解と協力を求めた。

## ③ 今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

### (3) 日韓関係

#### ① 内外政動向

韓国では、尹錫悦<sup>ユンソンニョル</sup>前大統領の罷免により令和7年(2025年)6月、大統領選挙が行われ、「共に民主党」の李在明氏が第21代大統領に当選した。

李在明大統領は、大統領選挙期間中、外交政策の方針として「国益中心の実用外交」を掲げ、「日本は重要なパートナー」等として、日米韓の協力を強固にするとの考えを示した。

李在明大統領は、同年6月、大統領就任後間もなくカナダで開催された主要国首脳会議(G7サミット)に出席するとともに、石破総理(当時)と日韓首脳会談を行い、日韓関係の安定的発展に向けて両国政府間で緊密な意思疎通を推進していくこと、更には核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応についても引き続き日韓・日韓米で緊密に連携していくことなどで一致した。

また、同年10月に就任した高市総理は、APEC<sup>注</sup>首脳会議(同月～同年11月)に出席するために訪韓し、李在明大統領と日韓首脳会談を行った。同会談において、両首脳は、日韓両国が重要な隣国であるとの認識を共有した上で、両国関係を未来志向で安定的に発展させていく方針等で一致した。

#### ② 日韓間の懸案事項をめぐる動向

李在明大統領は、日韓両国間における歴史問題等の懸案事項と日韓関係の発展を分けて考える「ツートラック」外交を行うとしており、平成27年(2015年)に日韓両政府間で交わされた慰安婦合意や、令和5年(2023年)に尹錫悦前大統領が発表した旧朝鮮半島出身労働者に対する第三者弁済案を踏襲し、政策の一貫性と信頼性を維持する必要性に言及している。

これに対して、韓国で慰安婦問題に取り組む市民団体らで構成される「歴史正義と平和な韓日関係のための共同行動(韓日歴史正義平和行動)」等は、「日本政府に韓日間の問題の解決を堂々と要求せよ」などと反発し、李在明大統領の対日姿勢に対する批判を展開している。



▲大統領選挙当選時の李在明大統領  
(AP/アフロ)



▲日韓首脳会談  
(YONHAP NEWS/アフロ)

注…Asia Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力) の略

## 4 経済安全保障に関する取組

### (1) 情勢認識

近年、国際情勢の複雑化、AI、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大しているとの認識が広がっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により世界中でサプライチェーンの寸断が見られたことなどから、サプライチェーンのぜい弱性が顕在化した。このような情勢を踏まえ、諸外国では産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関連する施策が推進されている。

我が国にも、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもある。これらの技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。経済構造の自律性の向上や技術の優位性・不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守るという経済安全保障の取組が進められている中、警察も、技術情報等の国外への流出防止に積極的に取り組むことが期待されている。

このような情勢の下、我が国においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法<sup>注1</sup>の全ての規定が、令和6年5月までに施行された。また、「重要経済安保情報」の指定やその取扱者の制限、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供等について所要の制度（いわゆる経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度）を整備すること等を内容とする、いわゆる重要経済安保情報保護活用法<sup>注2</sup>の全ての規定が令和7年5月までに施行された。

#### 重要経済安保情報保護活用法の概要（内閣府）

##### ①情報指定

政府が保有する重要な情報を「重要経済安保情報」として指定



##### ③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則（最大5年以下の法定刑）



##### ②情報の厳格な管理・提供ルール

- 情報を漏らすおそれがないという適性評価を得た者の中で取り扱う
- 個人の適性評価に当たっては、原則として内閣府が一元的に調査
- 民間事業者には、適合事業者の認定が別途必要



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対する適性評価



民間事業者に対する適合事業者としての認定（施設・組織の信頼性）

注1… 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律  
注2… 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

## (2) 技術流出防止に向けた取組

### ① 取締り

警察では、国内外の関係機関と緊密な連携を図りつつ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策を推進している。不正輸出対策の重要性は、我が国の安全保障環境のみならず、国際情勢全体の安定化のためにも不変だが、経済安全保障の観点からは、輸出管理の側面からの取組のみならず、広く先端技術に関する情報の流出にも対応することが求められている。このため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。例えば、令和5年6月に、国立研究開発法人の営業秘密である技術情報が記載されたファイルデータを中国所在企業のメールアドレスに送信して開示したとして、同国立研究開発法人の研究員を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で検挙した（警視庁）。



▲パンフレット「技術流出の防止に向けて」



### ② アウトリーチ活動

技術情報等は、様々な経済活動を通じて外国に流出することが懸念されており、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせない。警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援している。こうした活動は、経済産業省、経済団体等の関係機関と連携するとともに、全国各地に所在している警察署を基盤とし、地域住民に密着して犯罪の予防等に当たる我が国警察の特性を生かして行っている。

また、全国24府県（令和7年10月末現在）においては、自治体関係部局や産業界と連携した協議会・ネットワークが設立されている。こうした協議会等では、定期的に総会を開催し、技術情報等の流出に関する警察からの情報提供、有識者による講演、参加事業者間の意見交換を行うほか、技術情報等の流出やそのおそれのある事案の発生を想定した対処訓練を行うなどの取組が行われている。

#### 官民連携の推進



警察によるアウトリーチ活動では、警察庁が作成した技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるためのパンフレットを活用している。パンフレットでは、技術情報等の流出防止に向け、「企業やアカデミアに守ってほしい3つのS」として「See（相手・書類をよく見る）」、「Stop（立ち止まってリスクを把握する）」、「Share（共有する・相談する）」を紹介している。

さらに、警察庁ウェブサイトにおいて、経済安全保障をめぐる情勢や事例・対策をまとめた動画を公開するなど、様々な形での情報提供を実施している。

### ③ 海外機関との連携

令和5年（2023年）8月に行われた日米韓首脳会合の共同声明において、米国の創造的技術攻撃部隊（DTSF<sup>注</sup>）と日本及び韓国のカウンターパート間で情報共有や連携強化を進めることについて合意がなされた。これを受け、令和6年（2024年）4月には、日本からは警察庁、経済産業省及び財務省が参加する形で、日米韓関係当局において、不正な技術移転への対処が国家及び経済安全保障上の重要な課題であるという認識を共有し、三か国の執行機関間における情報共有及び更なる連携強化について合意した。各国で展開される技術獲得に向けた工作手口や輸出管理の迂回に関与する主体等について情報共有等することは重要であり、こうしたネットワークも利用して、警察庁では、令和4年に新設された経済安全保障室を中心に、経済安全保障の確保のための取組を進めている。



▲経済安全保障室長による講演



▲官民連携ネットワーク総会の例（愛知）

注…Disruptive Technology Strike Force の略。同部隊は、米国司法省国家安全保障局と米国商務省産業安全保障局が主導し、連邦捜査局、国土安全保障省に加え、全米12大都市圏の14の連邦検事事務所も参加して発足したものであり、権威主義的な敵対的外国勢力が機微な技術を不法に取得し、それを軍事能力の開発や大衆の監視等の民主主義的な価値観に抵触する用途に利用することを防ぐことを目的とした省庁横断的な取組である。

## 5 外国による偽情報等への対策

### (1) 情勢認識

近年、国際社会では、他国の世論や意思決定に影響を及ぼし、自国にとって好ましい情報環境を生み出すため、偽情報の拡散を含む影響工作が様々な形で展開されている。

偽情報等の拡散は、軍事手段に加えて複合的に用いられ、選挙への不当な介入のために行われたりする状況がみられるが、これは我が国にとっても安全保障上の脅威であり、選挙の公正や自由な報道といった民主主義の根幹を脅かすのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものであるところ、生成AI技術の進展等に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成・拡散されるリスクへの対応が重要な課題となっている。

### (2) 国際的な情勢

ロシアについて、英国BBCは、令和7年(2025年)9月にモルドバで行われた議会選挙に際し、ロシアが資金提供する秘密ネットワークが、親EUの与党を弱体化させるフェイクニュースや親ロシアのプロパガンダを投稿した者に対して報酬の支払いを約束し、民主的な選挙の妨害を図っていたと指摘している。

中国については、同月の「抗日戦争勝利80周年」記念行事の前に、昭和天皇を侮辱するAI生成動画が中国のSNSに拡散し、日本政府が外交ルートを通じて中国政府側に適切な措置を速やかに取るよう求めた。



▲議会選挙の投票を行うモルドバ大統領  
(EPA=時事)

### (3) 我が国における情勢等

我が国では、令和7年7月に実施された第27回参議院議員通常選挙に際し、外国政府の関与の有無は必ずしも判然としないものの、誤った又は不正確な情報を投稿、拡散する複数のSNSアカウントがプラットフォーム事業者によって凍結されたことや、海外からの偽・誤情報拡散への懸念が広まっていることなどが報じられた。政府では、国家安全保障戦略(令和4年12月閣議決定)に基づき、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化等のための体制を内閣官房に整備し、各種取組を推進してきたところ、生成AI技術の進展等に伴い、これを悪用した外国による偽情報拡散を含む影響工作の脅威が増大していくことが懸念されるなど、対策の強化が必要との認識から、同年9月、政府における対応体制が強化された。新しい体制では、内閣官房副長官の調整の下で、関係省庁が緊密に連携し一体的に取組を推進していくこととされた。

警察においても、引き続き関係省庁等と連携し、情報の収集・分析に努めるほか、違法行為を認知した場合には、厳正に対処していくこととしている。

## 6 不法滞在者対策

### (1) 外国人入国者等の動向

令和7年12月末時点の訪日外国人旅行者数は約4,268万人(日本政府観光局(JNTO)推計値)で、過去最高であった令和6年の約3,687万人を約580万人上回り、年間過去最高を更新した。

また、令和7年6月末時点の在留外国人数<sup>注1</sup>は395万6,619人と、令和6年12月末時点と比べて18万7,642人増加した(出入国在留管理庁発表)。

### (2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和7年7月1日時点の我が国における不法残留者の数は、7万1,229人であり、同年1月1日時点と比べて3,634人減少した(出入国在留管理庁発表)。

国籍別では、多い順にベトナム、タイ、韓国、中国となっている。在留資格別では、多い順に「短期滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「留学」となっている。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書を使用して在留資格を偽るなどして不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和7年12月末時点における来日外国人に係る入管法<sup>注2</sup>違反の送致人員は3,349人と、令和6年12月末時点と比べて528人の減少、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は222人と、前年同期と比べて110人の減少となった。

このような情勢の中、令和7年7月、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進していくため、内閣官房に、外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置された。また、同年11月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」から改組された「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において、高市総理は、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、既存のルールの厳守・各種制度の適正化を図るため、国内関係機関や外国捜査機関等と連携した違法行為の厳正な取締りや出入国在留管理庁との連携による不法滞在者対策を推進するよう、国家公安委員会委員長に指示した。

警察ではこれらを踏まえ、出入国在留管理官署との連携をより緊密にして不法滞在者の摘発を更に強化するとともに、不法滞在や不法就労等の手段となる旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行い、不法滞在者対策の更なる推進を図っていくこととしている。

注1…中長期在留者と特別永住者を合わせた数  
注2…出入国管理及び難民認定法

# 第4章

## 国際テロ情勢

### 1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

#### (1) イスラム過激派

ISIL（いわゆるイスラム国）は、平成31年（2019年）3月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失い、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害された。その後の指導者の相次ぐ死亡により、現在は、令和5年（2023年）8月に就任した5代目指導者アブ・ハフス・アル・ハシミ・アル・クラシに対し、ISILの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明している。ISILについては、中枢組織の弱体化や求心力の低下が指摘されているものの、アフガニスタン及びアフリカ地域において、関連組織がテロの実行及びプロパガンダの発信を継続している。

また、ISILは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、従前から、「対ISIL有志連合」参加国等に対するテロの実行を呼び掛けているほか、同年10月に発生したハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへのテロ攻撃及びその後の武力衝突を受け、欧米権益等に対するテロ実行の呼び掛けを強化している。令和6年（2024年）1月には、ISIL広報官が独自メディアを通じて「かれらに会えば、何処でもこれを殺しなさい」と題する音声声明を発出し、民間人と軍人を区別することなく、ぜい弱な標的に狙いを定め、爆発物や銃器、刃物、車両等を使用した攻撃を世界各地で実行するよう呼び掛けた。こうした情勢下、同月、イラン・ケルマーンにおいて連続自爆テロ事件が発生し、少なくとも84人が死亡、284人が負傷しており、また、同年3月のロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件では、少なくとも144人が死亡、551人が負傷しているところ、いずれもISILが犯行声明を発出している。



▲イラン・ケルマーンにおける連続自爆テロ事件  
(ロイター/アフロ)



▲ロシア・モスクワのコンサート会場における襲撃テロ事件  
(ロイター/アフロ)

さらに、欧米では、計画段階で阻止されたものも含め、I S I Lのプロパガンダに影響を受けたとみられる者によるテロ事件が確認されている。例えば、同年8月に発覚したオーストリア・ウィーンのコナート会場を標的とするテロを計画したことにより逮捕された男は、インターネットを通じて過激化しI S I Lに忠誠を誓っていた人物であり、男の自宅から化学物質や爆発装置等が発見されるなどした。令和7年（2025年）1月には、米国・ニューオーリンズにおいて、I S I Lに参加したと自称する米国市民がピックアップトラックを運転して群衆に突入するなどして14人が死亡、少なくとも57人が負傷したが、これは、過去10年間の米国におけるアル・カーイダ（以下「AQ」という。）やI S I L関連の攻撃で最多の死者数を出した事件とされる。また、同年2月には、オーストリア・フィラハにおいて、インターネットを通じて短期間で過激化しI S I Lに忠誠を誓ったとされるシリア国籍の男が路上で通行人を無差別にナイフで襲撃し、1人が死亡、5人が負傷する事件が発生したほか、同年12月には、豪州・シドニーのボンダイビーチにおいても、I S I Lの影響を受けたとみられる男2人が銃を乱射し、15人が死亡、40人以上が負傷する事件が発生するなど、I S I Lは欧米において引き続き重大な脅威となっている。

加えて、イラク及びシリアでI S I Lが支配地域を失ったことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れて、母国又は第三国に渡航してテロを行う危険性が指摘されてきた。一方で、旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ拘束されずに活動を継続しており、その脅威は継続している。戦闘員以外の女性や子供の帰還についても、同人らが過激思想に感化されている可能性を考慮すれば、帰国後にテロ対策上の脅威となることが懸念されている。

AQは、令和4年（2022年）7月に指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害された後、新指導者の発表が認められないなど、指導部の損失に直面しているが、令和3年（2021年）8月にアフガニスタンで実権を掌握したタリバーンとの密接な関係が指摘されており、同国を拠点として活動が活発化することが懸念されている。一方で、中東やアフリカにおいて活動するAQ関連組織は、各地で自律的に活動しており、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続している。

また、I S I Lをはじめとするイスラム過激派組織による先端技術の悪用も懸念されており、暗号資産を通じた資金獲得活動やAIによるプロパガンダ素材の生成と様々な言語への翻訳、暗号化されたアプリへのリクルート対象の誘導等により、影響力の強化及び勢力の拡大を図っているとの報告もある。これらの事情を鑑みれば、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえる。



▲米国・ニューオーリンズにおける車両突入テロ事件  
(AP/アフロ)

## (2) 我が国を標的とするテロの脅威

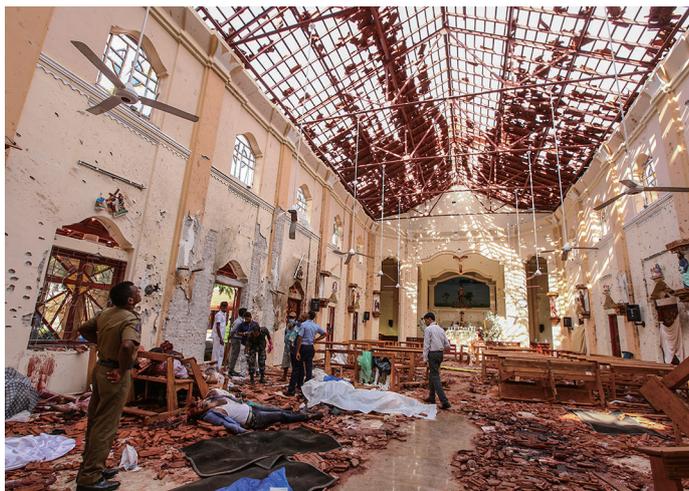
平成25年(2013年)1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年(2019年)4月のスリランカにおける爆弾テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実には発生していることから、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。

ISILは、独自メディアである「アル・フルカーン」やオンライン機関誌「アル・ナバア」を通じ、欧米権益等に対するテロの実行を呼び掛けるプロパガンダを継続している。

また、アフガニスタンを拠点とするISIL-K<sup>注</sup>の関連メディアにおいて、タリバーンに協力的な国家を批判する意図で、他国の国旗とともに我が国の国旗が掲載されるなど、我が国に言及する状況が確認されている。

AQについても、米国とその同盟国をテロの標的とするよう呼び掛けているほか、米国で拘束中のAQ幹部ハリド・シェイク・モハメドは、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与していたと供述している。

こうした動向や供述は、米軍基地をはじめとする欧米権益等が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものと見える。これらの事情を鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。



▲スリランカにおける爆弾テロ事件 (AP/アフロ)



▲ISIL-Kの関連メディアである「ホラサンの声 (Voice of Khorasan)」

## 2 日本赤軍と「よど号」グループ

### (1) 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年4月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに過去に引き起こしたテロ事件を称賛していること、現在も7人の構成員が依然として逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危険性がなくなったとみることはできない。警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

### 国際手配中の日本赤軍



似ている人を見かけた時は、110番でお知らせ下さい。 警察庁

▲国際手配中の日本赤軍メンバー

注…Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan (イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン)

## (2) 「よど号」グループ

昭和45年(1970年)3月、共産主義者同盟赤軍派の田宮高磨ら9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入国した。

現在、ハイジャックに関与した被疑者5人及びその妻3人が北朝鮮にとどまっているとみられており<sup>注</sup>、このうち3人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



▲国際手配中の「よど号」グループ

## 3 国際テロ対策等

近年、我が国の社会情勢は大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。テロ情勢も依然として予断を許さない状況にあり、テロ対策等を講じ、良好な治安を確保していくことは極めて重要な課題である。これらを含めた様々な課題に的確に対処するため、令和4年12月20日、「『世界一安全な日本』創造戦略2022」が第35回犯罪対策閣僚会議において決定されるとともに、閣議決定されたところ、警察では、同戦略を踏まえテロ対策を推進している。

警察庁では、これまでも平成27年6月に、我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、警察が重点的に取り組むべき事項を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表し、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきた。また、平成27年(2015年)11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化している。



▲犯罪対策閣僚会議で発言する岸田総理(当時)  
(毎日新聞社/アフロ)

注…ハイジャックに関与した被疑者1人及びその妻1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

さらに、平成29年（2017年）には、5月の英国・マンチェスターのコンサート会場における自爆テロ事件、8月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、大型商業施設、公共交通機関等において施設管理者と連携し、テロの未然防止に向けた合同訓練を実施するなど、管理者対策を推進し、テロへの警戒を強化している。



▲フランス・パリにおける同時多発テロ事件  
(EPA=時事)

## (1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年4月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

## (2) 国際協力の推進

テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。令和7年（2025年）11月にはG7内務・安全担当大臣会合がカナダのオタワで開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、G7ローマ/リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、二国間や多国間のテロ対策に関する協議を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、



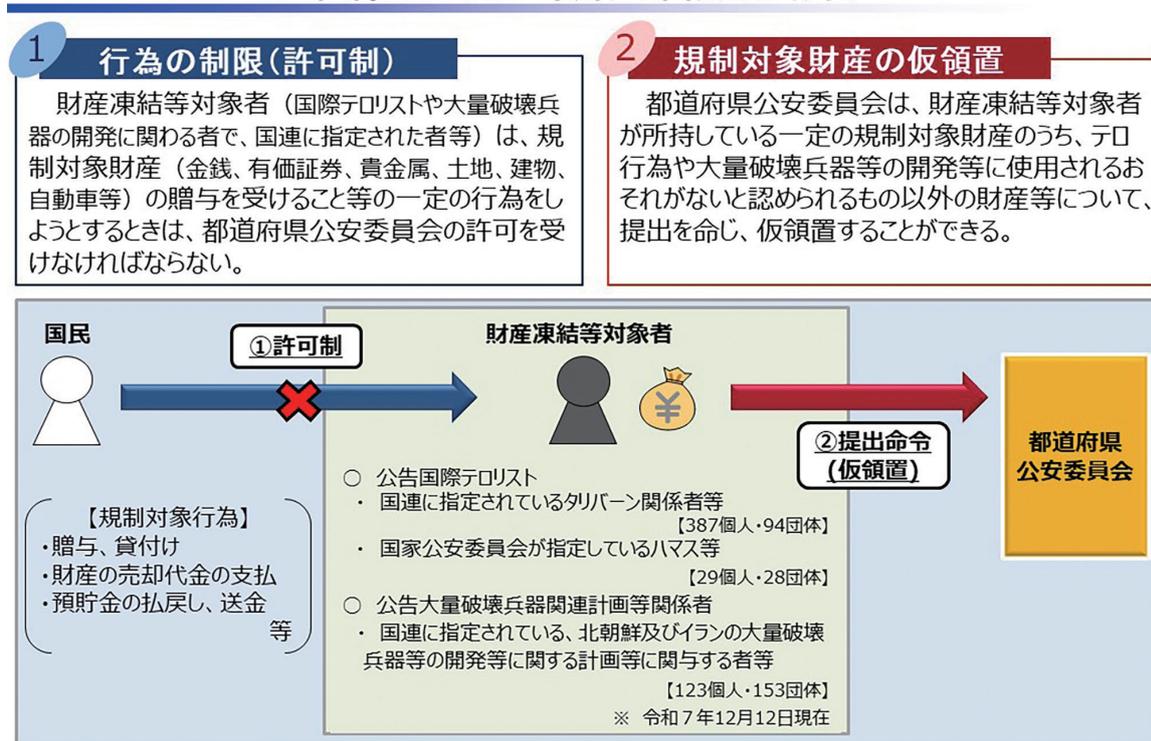
▲G7内務・安全担当大臣会合

中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。

テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び外国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、警察庁では、今後とも積極的に推進していくこととしている。

このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）が施行された。

## 国際テロリスト等財産凍結法の概要



また、令和3年6月のFATF<sup>注1</sup>（金融活動作業部会）全体会合で採択された第4次対日相互審査結果報告書において、国連安全保障理事会決議によりその財産の凍結等の措置を執るべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者<sup>注2</sup>に係る居住者間取引（国内取引）について制限措置を確実に実施するための法改正を行うよう指摘を受けた。このような中で、令和4年12月、第210回国会で、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立した。これにより、国際テロリスト財産凍結法が改正され、法律名が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト等財産凍結法」という。）に改められ、大量破壊兵器関連計画等関係者が新たに財産の凍結等の対象とされた。我が国では、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき、令和7年12月12日時点で、416個人122団体の国際テロリスト及び123個人153団体の大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置を執るべき者として公告している。

注1…Financial Action Task Force on Money Launderingの略。マネー・ロンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融（大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与）対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間合

注2…特定の国又は地域による大量破壊兵器の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援を行う者

### (3) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、空港・港湾危機管理（担当）官を置き、水際対策を強化している。テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（A P I S<sup>注1</sup>）、外国人個人識別情報認証システム（B I C S<sup>注2</sup>）及び乗客予約記録（P N R<sup>注3</sup>）が運用されており、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っている。



▲関係機関との水際対策訓練（9月、長崎）

注1…Advance Passenger Information System の略。船舶及び航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注目人物等に係る情報を入国前に照合するシステム  
注2…Biometrics Immigration Identification & Clearance System の略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注目人物等に係る情報を照合するシステム  
注3…Passenger Name Record の略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報

### 1 情勢

#### (1) サイバー攻撃情勢

サイバー空間は、地域や年齢、性別を問わず、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、金融、航空、鉄道、医療等といった国民生活や社会経済活動を支える基盤となる機能から、警察や防衛といった治安や安全保障に関わる国家機能に至るまで、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいる。

こうした中、政府機関、金融機関等の重要インフラ事業者等における D D o S 攻撃とみられる被害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃、国家を背景とする暗号資産獲得を目的としたサイバー攻撃事案等が相次ぎ発生するなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

#### (2) 国際情勢

近年、世界各地で機密情報や知的財産の窃取、重要インフラの機能停止等を企図したとみられるサイバー攻撃が相次いで発生している。こうした攻撃の中には国家の関与が疑われている攻撃も数多く存在し、今後も世界的規模でのサイバー攻撃の発生が懸念される。

##### ① 中国

中国は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っていると考えられている。

#### 【事例】サイバー攻撃集団「MirrorFace」による情報窃取を目的とした攻撃

令和7年(2025年)1月、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターは、2019年頃から日本国内の組織、事業者及び個人に対するサイバー攻撃キャンペーンが、「MirrorFace」(別名: EarthKasha) と呼称されるサイバー攻撃グループによって実行されたと評価し、連名で注意喚起を発出した。攻撃対象、手口、攻撃インフラ等を分析した結果、「MirrorFace」による攻撃キャンペーンは、主に我が国の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃であると評価している。

#### 【事例】サイバー攻撃集団「Salt Typhoon」による情報窃取を目的とした攻撃

令和7年(2025年)1月、米国財務省外国資産管理局(O F A C)は、中国四川省を拠点とするセキュリティ企業「四川聚信和网络科技有限公司(四川聚信)」に対する制裁を発表した。四川聚信は、中国国家安全部(M S S)と強いつながりがあり、サイバー攻撃グループ「Salt Typhoon」の活動に直接関与しているとされている。「Salt Typhoon」の一連の攻撃は、米国の国家安全保障、外交政策等に係る情報窃取を目的とした組織的なサイバー攻撃であると評価されている。

### 【事例】サイバー攻撃集団「APT 27」による情報窃取を目的とした攻撃

令和7年（2025年）3月、米国司法省は、世界的なコンピュータ侵入キャンペーンに関与したとして、中国公安部2名、安洵信息技术有限公司（i-Soon）従業員8名及び「APT 27」（別名：Silk Typhoon、UNC5221）構成員2名を訴追したと発表した。これらのアクターは、中国公安部（MPS）及びMSSの指示や独自の判断に基づき、米国を拠点とする中国の批判者及び反体制派、米国内の大規模な宗教組織、アジアの外務省、並びに米国の連邦政府及び州政府等を標的としたサイバー攻撃を実施し、窃取したデータの対価としてMPS及びMSSから多額の金銭を受け取っていたとされている。

同日、米国財務省は、訴追された「APT 27」構成員及び同人が設立した上海黒英信息技术有限公司（Shanghai Heiying 社）を制裁対象に指定することを発表した。

### 【事例】サイバー攻撃を支援する民間企業

令和7年（2025年）12月、英国政府は、英国及び同盟国に対するサイバー攻撃を実行したとして中国を拠点とする安洵信息技术有限公司（i-Soon）及び北京永信至诚科技有限公司（Integrity Tech）を公表し制裁を行った。制裁対象となった企業は、世界中で80以上の政府機関及び民間企業を標的としたサイバー攻撃を実施したほか、他者の悪意あるサイバー活動を支援したとされている。英国国家サイバーセキュリティセンター（NCSC）は、これらの民間企業が中国のサイバー攻撃を支援したと評価している。

## ② ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行っていると考えられている。

### 【事例】フランスへのサイバー攻撃

令和7年（2025年）4月、フランス外務省は、ロシア軍参謀本部情報総局（GRU）に属するハッカー集団「APT 28」が2021年以降にフランスの省庁や防衛関連企業、シンクタンク、2024年パリオリンピック関連組織等に対してサイバー攻撃を行ったとする声明を発表した。これらの攻撃は、情報窃取やシステム侵害を目的とした国家主導の行為であり、フランスは国際法違反として強く非難した。声明は、フランス国家情報システム庁（ANSSI）の技術的分析に基づいており、「APT 28」の活動がフランスのITインフラに深刻な脅威を与えたとしている。

### 【事例】西側諸国の物流企業とテクノロジー企業を標的としたサイバー攻撃

令和7年（2025年）5月、米国サイバーセキュリティ・社会基盤安全保障庁（CISA）、米国国家安全保障局（NSA）、米国連邦捜査局（FBI）、西側諸国当局等は、GRUによる西側諸国の物流企業やテクノロジー企業を標的とするサイバー攻撃に関し、共同サイバーセキュリティアドバイザリー（CSA）を発出した。同アドバイザリーによれば、物流企業やテクノロジー企業を標的とした攻撃では、以前に公開された戦術、技術、手順（TTP）が組み合わせて使用されており、また、ウクライナや隣接するNATO諸国のIPカメラを大規模に標的とする攻撃とも関連している可能性が高いとしている。

### 【事例】マイクロソフトの認証情報を窃取するサイバー攻撃

令和7年(2025年)7月、英国外務省は、欧州各国を標的としたサイバー攻撃に関与したとして、GRUの3部隊(26165、29155、74455)及びGRUの幹部職員を含む関係者18人に対する制裁を発表した。同日、NCSSCは、GRU 26165部隊に属するサイバー攻撃集団「APT 28」が、Microsoft社のサービスにおける被害者のメールアドレスへのアクセスを可能とする認証情報を窃取するためマルウェア「AUTHENTIC ANTICS」を使用していたことを明らかにした。林官房長官(当時)は22日の記者会見で、悪意あるサイバー活動を明らかにするための英国政府の取組を支持すると述べた。

### ③ 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っていると思われる。

### 【事例】北朝鮮IT労働者による外貨獲得

令和6年(2024年)12月、米国司法省は、経済制裁違反、電信詐欺、マネー・ローンダリング、身分盗用等の長期にわたる共謀により、14人の北朝鮮人を起訴したと公表した。彼らは、IT労働者として米国企業や非営利団体で身元を偽装して雇用され、雇用による収入に加えて、企業の機密情報を窃取し雇用主を恐喝することで収入を補い、2017年4月から2023年3月までの6年間に少なくとも8,800万ドルを不正に稼いだとされている。

北朝鮮IT労働者が手口を一層巧妙化させ、世界的に活動を拡大している現状を踏まえ、令和7年(2025年)8月には、警察庁、外務省、財務省及び経済産業省は、「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」(令和6年(2024年)3月公表)を更新するとともに、米国及び韓国と共に、「北朝鮮IT労働者に関する共同声明」を発出した。

### 【事例】サイバー攻撃集団「TraderTraitor」による暗号資産関係事業者を標的とした攻撃

令和7年(2025年)2月、FBIは、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」が暗号通貨取引所Bybitから約15億ドル相当の暗号資産を盗んだことを公表した。「TraderTraitor」は急速に活動を進めており、盗まれた資産の一部をビットコインやその他の暗号資産に変換し、複数のブロックチェーン上の何千ものアドレスに分散しているとされている。また、「TraderTraitor」は、北朝鮮当局の下部組織とされる「Lazarus Group」の一部とされており、手法の特徴として、同時に同じ会社の複数の従業員に対して実施される、標的型ソーシャルエンジニアリングが挙げられる。

### (3) 国内の被害情勢

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーエスピオナージ事案等が多発している。

令和7年には、政府機関や金融機関等の重要インフラ事業者等におけるDDoS攻撃とみられる被害や情報窃取を目的としたサイバー攻撃等が相次ぎ発生した。

#### 【事例】情報窃取を企図した不正アクセス事案

- 令和7年3月、研究開発機関は、リモートアクセス機器に対するゼロデイ攻撃による不正アクセスを受け、個人情報などが漏えいした可能性があることを発表した。
- 同年4月、システム事業者は、同社のサービスを提供するサーバ等が不正アクセスを受け、顧客情報などが漏えいした可能性があるとして発表した。同月、同社は顧客情報等の漏えいが確認されたほか、その原因が第三者製のソフトウェアのぜい弱性を悪用されたことによるものであったと発表した。
- 同年4月、電力事業者は、社内のネットワークへの接続機器の一部が不正アクセスを受け、個人情報などが漏えいした可能性があるとして発表した。
- 同年6月、機器製造業者は、自社で管理するサーバに不正アクセスを受け、個人情報などが漏洩した可能性があるとして発表した。
- 同年7月、情報通信事業者は、ネットワーク機器へのゼロデイ攻撃を原因とする不正アクセスを受け、個人情報などが漏洩した可能性があるとして公表した。

#### 【事例】DDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害

- 令和6年12月下旬から令和7年1月上旬にかけて、交通機関や金融機関等において、DDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害や各種アプリケーションへのアクセス障害が複数発生した。
- 令和7年3月から4月にかけて、政府要人の個人ウェブサイトにおいて、DDoS攻撃による被害とみられる閲覧障害が複数発生した。同じ頃、SNS上に、ハクティビストのものと思われるアカウントから、それらの犯行をほのめかす投稿が確認された。
- 同年6月、政府機関、自治体、民間事業者等が運営するウェブサイトにおいてDDoS攻撃による被害とみられる閲覧障害が複数発生した。同じ頃、SNS上に、ハクティビストのものと思われるアカウントから、それらの犯行をほのめかす投稿が確認された。

## 2 官民連携の推進及び実態解明

### (1) 官民連携の推進

#### ① サイバーテロ対策協議会

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っている。

#### ② サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約 8,800（令和 7 年 12 月現在）の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築している。このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約し、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析するとともに、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っている。



▲サイバーテロ対策協議会の様子（滋賀）

### (2) サイバー攻撃の捜査・実態解明等に関する取組

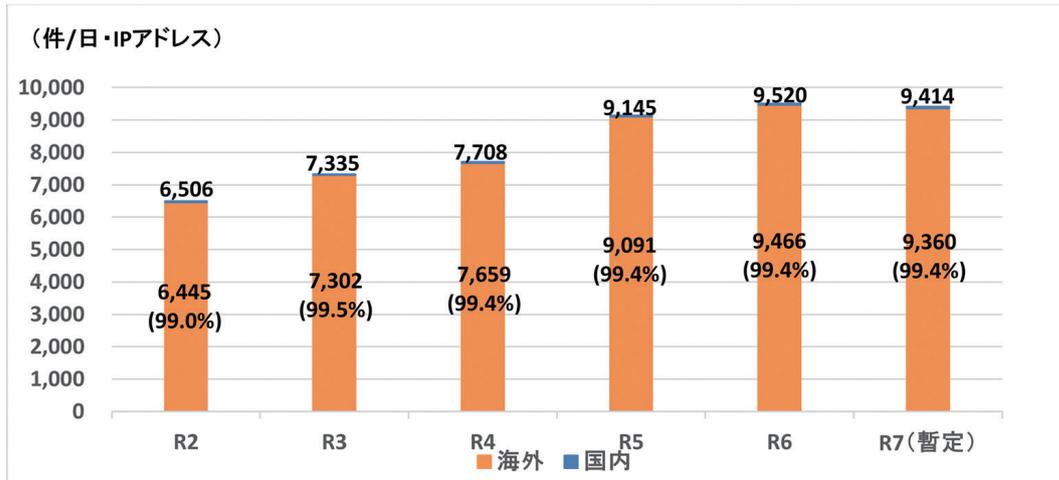
#### ① サイバー攻撃の捜査・実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。また、ICPOを通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

そのほか、警察では、インターネット上で発生している各種事象の把握を目的として、インターネット上にセンサーを設置し、攻撃者が攻撃対象を探索する場合等に不特定多数のIPアドレスに対して無差別に送信される通信パケットを観測・分析している。

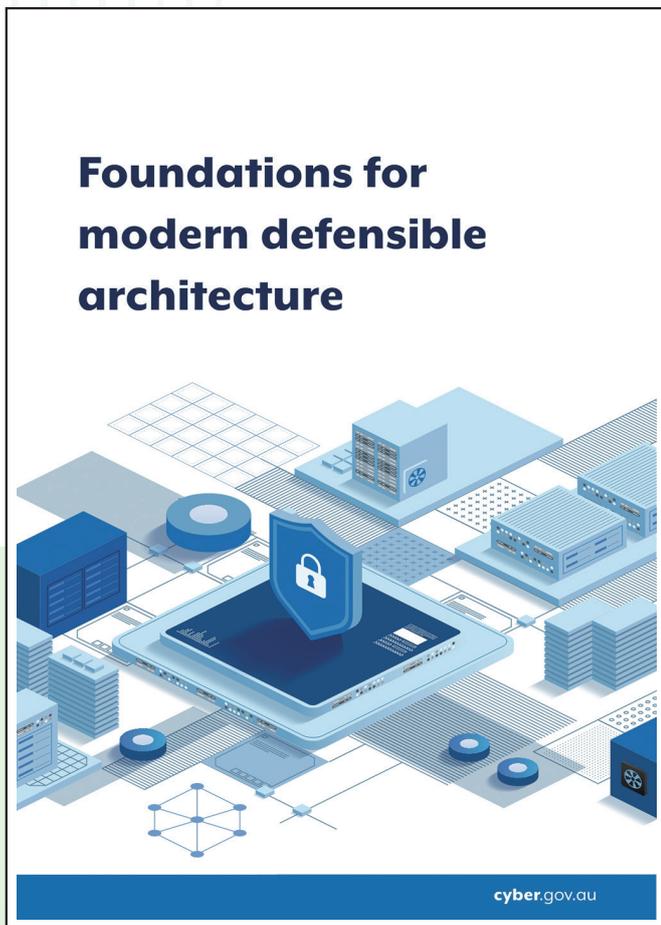
令和 7 年中、一つのセンサー当たり約 9.1 秒に 1 回という高い頻度で世界中から不審なアクセスが行われていることを観測した。

インターネット上に設置したセンサーに対する1日当たりの不審なアクセス件数の推移（令和2年～令和7年）



② 豪州主導国際文書「最新の防御可能なアーキテクチャのための基礎」への共同署名

令和7年10月、警察庁及び国家サイバー統括室（NCO）は、豪州、ドイツ、カナダ、ニュージーランド、韓国及びチェコの関係機関とともに、豪州通信情報局（ASD）豪州サイバーセキュリティセンター（ACSC）が策定した文書「最新の防御可能なアーキテクチャのための基礎」（“Foundations for modern defensible architecture”）の共同署名に加わり、サイバー脅威に対応したシステムの構築、維持、更新、強化のために役に立つアプローチを提供する文書を公表した。



▲豪州主導国際文書「最新の防御可能なアーキテクチャのための基礎」（抜粋）

### ③ パブリック・アトリビューション

令和6年12月、警察庁、FBI及び米国国防省サイバー犯罪センター（DC3）は、令和6年5月、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」が、我が国の暗号資産関係事業者から約482億円相当の暗号資産を窃取したことを特定し、合同で公表した。

令和7年8月、警察庁及びNCOは、米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、チェコ、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、ポーランド及びスペインの関係機関とともに、中国を背景とするサイバー攻撃グループ「Salt Typhoon」によるサイバー攻撃に関する国際アドバイザリー「Countering Chinese State-Sponsored Actors Compromise of Networks Worldwide to Feed Global Espionage System」の共同署名に加わり、パブリック・アトリビューションとして、本件アドバイザリーを公表した。



▲北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」による暗号資産関連事業者を標的としたサイバー攻撃について



▲中国を背景とするサイバー攻撃グループ「Salt Typhoon」によるサイバー攻撃に関する国際アドバイザリー（冒頭抜粋）

# 第6章

## 警備実施

### 1 警戒警備の強化

#### (1) 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなどし、警戒警備を強化している。

特に、原子力関連施設については、銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ<sup>注</sup>事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が、24時間体制で警戒警備に当たっている。令和4年（2022年）12月には、警察、海上保安庁、防衛省・自衛隊、原子力規制庁、原子力事業者等で構成される原子力発電所等警備連絡会議を設置して、関係機関の連携を一層強化している。

#### (2) 雑踏警備

祭礼・花火大会等の恒例行事や、ハロウィン等のイベントが開催される場合は、多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある。

このため、警察では、行事やイベントの主催者や施設の管理者に対して、必要な安全対策をとるようあらかじめ指導しているほか、主催者が存在しない場合は、行事やイベントにおいて多数の人が集まる場所を管轄する自治体に対して必要な働き掛けを行うなどしている。また、主催者や自治体と連携し、公共交通機関等に対し、事前広報の実施や誘導員の配置等について必要な協力を働き掛けるとともに、警察部隊の投入



▲在大阪中華人民共和国総領事館前における警戒



▲原子力関連施設の警戒



▲成田山新勝寺節分会雑踏警備（2月、千葉）

注… N（Nuclear：核）B（Biological：生物）C（Chemical：化学）物質を使用したテロの略称

が必要と判断される場合には、所要の体制を確立した上で、雑踏警備を行っている。

さらに、車両突入型テロ等事案の防止対策として、主催者や自治体と連携し、必要に応じて歩行者保護のための車両阻止資機材や警察車両を設置するなどの対策を講じている。

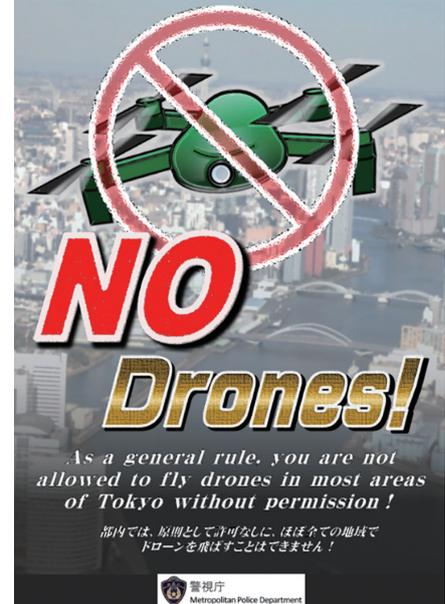
### (3) 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するなど、小型無人機を悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施し、不審者の発見に努めるとともに、重要施設等周辺の公園等の管理者に対して、関係機関と連携しながら、小型無人機の飛行が禁止されている旨を周知する看板の設置等について働き掛けるほか、小型無人機に関する規制を周知するリーフレットを訪日外国人に配布するよう関係機関に申し入れるなどの取組を推進している。

また、飛行している小型無人機を早期に発見するため、小型無人機の位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、ジャミングガン等の対処資機材を用いるなどして、小型無人機による危害を防止することとしている。さらに、近年における小型無人機の性能向上等を踏まえ、警察では、高性能な対処資機材の更なる整備等を推進するとともに、各種訓練の実施等により、小型無人機を悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

#### ○「違法なドローン飛行対策に関する検討会」の開催

近年、ドローンは、映像伝送距離や飛行速度等の性能が向上するとともに、社会的に広く普及しており、テロリストやローン・オフエンダー等によるドローンを悪用した重大事案の発生が現実的な脅威となっていることを踏まえ、警察庁では、令和7年10月から同年12月にかけて、学識経験者等による「違法なドローン飛行対策に関する検討会」を開催し、同検討会において「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」が取りまとめられた。



▲広報用ポスター（警視庁）

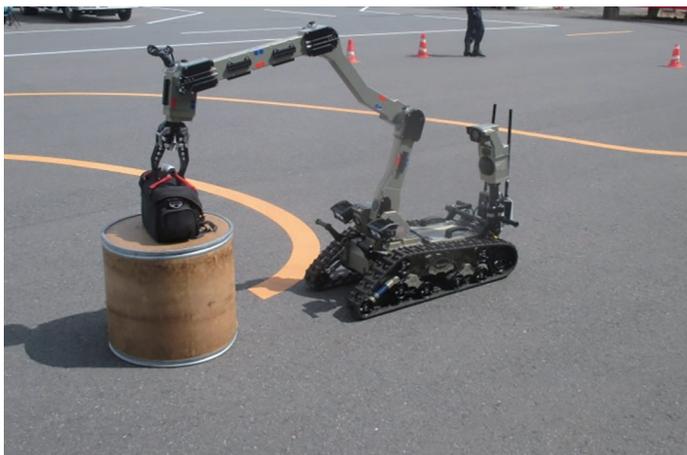
技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（概要）	
<b>ドローンをめぐる状況</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドローンは小型無人機等飛行禁止法の制定当時（平成28年）から映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及</li> <li>○ ドローンをを用いたテロ事案等が諸外国で発生しており、我が国でもドローンを悪用した重大事案の発生が懸念されるため、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等に対する危険の未然防止に万全を期する必要</li> </ul>	
<b>検討の基本的な方向性</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な用途で活用されるドローンが重要な社会インフラになっていることも勘案し、<b>国際の権利自由の制約やドローンの利活用の促進との調和を図る観点</b>から必要最小限の規制となるよう慎重に検討</li> <li>○ 小型無人機等飛行禁止法の制定から現在までの約10年間におけるドローンの性能向上を前提として現行制度の課題を抽出し、必要な対策について検討</li> </ul>	
<b>対策の方向性</b>	
<b>イエローゾーンの範囲の拡大</b>	<b>イエローゾーンの上空飛行の直罰化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ドローンの飛行速度を踏まえ、対処に必要な時間的猶予を確保する観点から「<b>おおむね千メートル</b>」に拡大すべき</li> <li>▶ ドローンの利活用に配慮し、対象施設管理者の同意取得手続・都道府県公安委員会等への通報手続の円滑化を図るべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ドローンによるイエローゾーンの上空からの対象施設に対する直接的な攻撃の可能性を踏まえ、抑止を図るために<b>直罰化</b>すべき</li> <li>▶ 法定刑は、その危険性の程度を踏まえ、レッドゾーンの上空飛行と一定の差異を設けるべき</li> </ul>
<b>ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ G7サミット等の外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、その<b>円滑な準備・運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定</b>できるようにすべき</li> <li>▶ 「良好な国際関係の維持」の観点から、「<b>対象外国公館等</b>」の指定権者である外務大臣において、外交上の重要性、開催計画の内容等を考慮し、指定する施設を判断すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 恒例の地方行幸啓、沖縄全戦没者追悼式、広島/長崎の平和記/祈念式典等の行事会場等について、<b>国内要人の安全を確保するために必要な期間を定めて、対象施設として指定</b>できるようにすべき</li> <li>▶ テロ等の標的とされるリスクを踏まえ、国内要人の範囲を限定した上、警察庁において、運用上、屋外/数時間以上滞在する場所といった基準を設け、警備情勢を考慮し、指定する施設を判断すべき</li> </ul>
<b>警察と対象施設管理者等との連携</b>	<b>新たな技術動向を踏まえた対処方策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 違法なドローン飛行への対処のために警察官が実施可能な措置に「<b>対象施設管理者等に必要な措置をとることを命ずることが含まれる旨を明確化</b>」すべき</li> <li>▶ 迅速・的確・効果的な対処を行うための役割分担を整理すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 諸外国の技術動向について、情報収集に努めるべき</li> <li>▶ 対処方策は不断の見直しが必要であり、軍事用も含めた最新のドローン技術が悪用される場合の対処に万全を期する観点から、別途検討を進めるべき</li> </ul>

▲技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（概要）

#### (4) 爆発物対応専門部隊等

爆発物対応専門部隊又は爆発物対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。

全国で約 800 人の体制で、X線透視装置、爆発物収納筒、防護服、防爆盾、遠隔操作式爆発物処理用具等が配備されており、爆発物使用事案が発生した場合に、迅速かつ的確に爆発物の現場処理に当たり、爆発による被害の発生を防止するとともに、証拠を保全することを任務としている。



▲爆発物対応専門部隊の訓練

#### (5) NBCテロ対応専門部隊等

NBCテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の9都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国で約 200 人の体制で、NBCテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。

その他の府県警察の機動隊等には、全国で約 400 人の体制で、NBCテロ対策部隊が設置されている。これらの部隊は、NBCテロ事案が発生した場合に迅速に出動して、初動措置に当たることを任務としている。



▲NBCテロ対応専門部隊の訓練

## (6) 特殊部隊 (SAT)・銃器対策部隊

特殊部隊 (SAT<sup>注</sup>) は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の8都道府県警察に設置されている。全国で約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾<sup>せん</sup>、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他銃器等使用の重大突発事案に出勤し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国で約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾等が配備されており、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、SATが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることとなる。



▲SATの訓練



▲銃器対策部隊の訓練

## (7) スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、また、ハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

## (8) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和2年4月、沖縄県警察に、自動小銃、ヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊である国境離島警備隊を設置した。国境離島をめぐる安全保障環境が厳しくなる中、各種訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。



▲国境離島警備隊

注…Special Assault Teamの略

## (9) 自衛隊との共同訓練の推進

警察では、平素から防衛省・自衛隊と緊密な情報交換を行っているほか、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年（2000年）以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、武装工作員等による不法行為が発生したという想定の下、自衛隊との共同訓練を実施しており、令和7年中は、実動訓練を32回、図上訓練を8回実施した。

また、平成24年6月に、一般の警察力だけでは対応することができないと認められる事案が発生した場合を想定し、四国電力伊方原子力発電所の敷地を利用した自衛隊との共同実動訓練を実施して以降、各原子力発電所においても同様の訓練を実施している。



▲自衛隊との共同実動訓練（3月、北海道）

## (10) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民保護法<sup>注</sup>に基づき、「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」に定める国民の保護のための措置を実施することとされており、その措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、国及び地方公共団体等が実施する国民保護訓練に積極的に参加し、住民の避難、被災情報等の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における複数の避難実施要領のパターンの見直し作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めている。



▲国民保護共同実動訓練（2月、徳島）



▲国民保護共同図上訓練（1月、群馬）

注…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

## 2 警衛・警護

### (1) 警衛

警察では、警衛の実施に当たっては、皇室と国民との間の親和を妨げることをないよう配慮しつつ、天皇陛下や上皇陛下、皇族方の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることとしている。

令和7年中、天皇陛下は、第75回全国植樹祭御臨場（5月：埼玉県）のため、行幸になったほか、天皇皇后両陛下は、第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭御臨場（9月：長崎県）、第79回国民スポーツ大会御臨場（9月：滋賀県）、第44回全国豊かな海づくり大会御臨席（11月：三重県）等のため、行幸啓になった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、第36回全国「みどりの愛護」のつどい式典御臨席（6月：千葉県）、令和7年度全国高等学校総合体育大会御臨席（7月：広島県）、第49回全国高等学校総合文化祭御臨席（7月：香川県）、第48回全国育樹祭御臨席（10月：宮城県）、第24回全国障害者スポーツ大会御臨席（10月：滋賀県）等のため、お成りになった。

また、7月、天皇皇后両陛下は、モンゴルを御訪問になった。



▲第75回全国植樹祭御臨場に伴う警衛（5月、埼玉）



▲第40回国民文化祭及び第25回全国障害者芸術・文化祭御臨場に伴う警衛（9月、長崎）

### (2) 警護

#### ① 要人警護の強化に係る警察の取組

令和4年7月、奈良県奈良市内において、警護対象者である安倍元総理が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生した。

警察庁では、警護を実施していたにもかかわらず警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、本件警護の検証と警護の在り方についての見直しを行った。同年8月、警察庁は、報告書を取りまとめるとともに、国家公安委員会において、新たな警護要則（国家公安委員会規則）を制定し、警護における警察庁の関与を抜本的に強化することとした。

そのような中、令和5年4月、和歌山県和歌山市内において、演説を予定していた岸田総理（当時）に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、当該爆発物が爆発する事件が発生し、総理のみならず聴衆を危険にさらすという重大な事態となった。

警察庁では、本件事実関係を確認するとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討した。同年6月、警察庁は、報告書を取りまとめ、警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を推進することとした。

警察では、これら事件の教訓を踏まえ、以下の取組等を推進している。

- ・ 警察庁において、警護計画の基準を定め、都道府県警察が作成する警護計画案を事前に審査<sup>注</sup>するとともに、警察庁及び都道府県警察が収集した情報（警護対象者への危害予告等）の分析・整理を行い、警護上の危険度を評価している。
- ・ 警察庁において、警護の指揮を行う幹部や警護員の習熟度に応じた体系的な教養訓練計画を作成し、警察庁及び都道府県警察において、同計画に基づく実践的かつ高度な教養訓練を行っている。
- ・ 警護の高度化に資する装備資機材に関する情報の収集を行うとともに、その開発及び導入に努め、防弾資機材、小型無人機等の整備を進めている。
- ・ 警察において、警護対象者が参加する行事の主催者・管理者に対して、実効的な安全確保措置（手荷物検査・金属探知検査等）や避難経路の設定等を行うよう働き掛けるなど、警察と主催者等との緊密な連携の下で警護を実施している。

警察では、今後とも警護の在り方について不断の見直しに努め、警護に万全を期すこととしている。

## ② 第27回参议院議員通常選挙に伴う警護

令和7年7月、第27回参议院議員通常選挙が行われた。同選挙は、警護の抜本的強化のための取組等を進める中で行われた二度目の大規模国政選挙であり、選挙期間中、石破総理（当時）をはじめとする多数の警護対象者が全国で遊説活動を行った。警察では、同選挙に向けて、街頭演説の実施が見込まれる場所について、主催者と事前に調整した上で、警察庁と都道府県警察が合同で実地踏査を行い、あらかじめ警護計画案を作成する「予備審査」を全国的に推進し、適切な演説場所を確保する取組を進めてきた。



▲主催者による手荷物検査の実施（7月、兵庫）

また、警察では、選挙期間中は、主催者と連携した手荷物検査や金属探知検査の確実な実施のほか、高所対策の強化等の各種対策を講じ、警護対象者と聴衆の安全を確保した。

## ③ 令和7年中の主な警護

警察では、大阪・関西万博（4月～10月）や第9回アフリカ開発会議（8月、TICAD9）の開催に伴う数多くの外国要人の来日、トランプ・米国大統領の来日（10月）等を受けて、所要の警護を実施した。また、石破総理（当時）のG7カナナスキス・サミット出席に伴うカナダ訪問（6月）、高市総理のASEAN関連首脳会議出席に伴うマレーシア訪問（10月）及びAPEC首脳会議出席に伴う韓国訪問（10月～11月）等において、関係国の警察当局と緊密に連携して警護を実施した。



▲外国要人来日に伴う警護（10月、東京）

注…新たな警護要則の制定から令和7年12月末までに警察庁が審査した警護計画案は約1万2,300件となった。

### 1 大規模災害への備え

警察では、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、火山災害等に的確に対処できるよう、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、大規模災害における警察活動の高度化に向けた取組を部門横断的に推進し、災害対処能力の一層の向上を図り、国民の安全・安心の確保に万全を期すこととしている。

#### (1) 即応能力の強化

平成23年(2011年)3月の東日本大震災<sup>注</sup>では、津波や原子力災害等に対応するため、全国警察から長期間にわたり大規模な部隊派遣を行った。この経験を踏まえ、平成24年5月、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊の体制を最大1万人体制まで拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、幅広く対応できる体制を構築するため、災害対応が長期化する場合に派遣される一般部隊を新たに設置し、両部隊からなる警察災害派遣隊を新設した。



▲警察災害派遣隊の構成

注…平成23年3月11日午後2時46分に発生した、三陸沖を震源とするモーメントマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」

また、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助を行う部隊である特別救助班(P-R E X)を、平成29年3月に4府県警察の広域緊急援助隊に新たに設置し、現在は16都道府県警察約240人体制で運用している。



▲広域緊急援助隊の訓練



▲特別救助班の訓練

加えて、警察庁では、令和3年4月、大規模災害対応に関する専門的な知識を有する職員で構成される、警察庁災害対応指揮支援チーム(D-SUT)を発足させた。D-SUTは、大規模災害発生時に被災地を管轄する都道府県警察に派遣され、都道府県警察本部長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言を行うほか、これらの都道府県警察と警察庁災害警備本部等との連携や広域緊急援助隊及び広域警察航空隊の活動を強化することを任務としている。

D-SUTは、令和3年7月1日からの大雨に際し、静岡県警察本部等へ派遣されたほか、令和6年能登半島地震<sup>注</sup>に際し、石川県警察本部等へ派遣され、関係機関との連絡調整等の支援を実施した。

①被災地警察災害警備本部支援ユニット	②合同調整所支援ユニット	③航空機運用支援ユニット
<p>被災地警察災害警備本部において、都道府県警察本部長が行う災害警備活動の指揮に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p> 	<p>合同調整所及び現地指揮所において、現地指揮官が行う救出救助活動等部隊運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p> 	<p>被災地警察災害警備本部、被災地警察航空隊及び都道府県航空運用調整班において、都道府県警察本部長等が行う航空機運用に関する助言を行うほか、警察庁災害警備本部等関係機関との連携を支援</p> 
<p>警備局警備運用部職員等、警察庁災害対策室OBから編成</p>	<p>警察庁指定広域技能指導官、各管区局災害担当補佐等から編成</p>	<p>航空隊員から編成</p>

▲警察庁災害対応指揮支援チーム

さらに、令和6年4月には、「大規模災害における警察活動の高度化推進ワーキンググループ」を設置し、令和6年能登半島地震における災害警備活動の教訓事項を取りまとめた。

警察では、迅速・的確な警察活動を展開することができるよう、悪路でも資機材を積載して走行可能な四輪駆動車等の整備、被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等を任務とする特別犯罪抑止部隊の新設等の各種取組を推進し、今後とも引き続き災害対処能力の向上を図ることとしている。

注…令和6年1月1日午後4時10分に発生した、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の「令和6年能登半島地震」

## (2) 災害対処能力の向上

警察では、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、広域緊急援助隊と消防、自衛隊、DMAT<sup>注1</sup>等の関係機関・団体との合同訓練等を実施しているほか、様々な装備資機材の整備を進めている。

また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年には近畿管区警察局災害警備訓練施設の運用が、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用が、それぞれ開始された。これらの施設においては、形を組み替えて建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に再現できる可変式訓練ユニットや津波、豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現した浸水域対応訓練ゾーン等を活用した救出救助訓練を実施している。



▲警視庁・東日本災害警備訓練施設における救出救助訓練



▲近畿管区警察局災害警備訓練施設における救出救助訓練

## (3) 警察用航空機（ヘリコプター）の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステム<sup>注2</sup>やホイスト救助装置<sup>注3</sup>等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、大規模災害発生時には、警察用航空機を被災地に派遣し、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等の災害警備活動を実施している。

また、大規模災害発生時に警察用航空機を最大限活用するためには、夜間や悪天候といった悪条件下であっても被災地に展開できる操縦技術等が不可欠であることから、夜間飛行訓練、計器飛行訓練、緊急操作訓練等を実施し、操縦技術等の維持・向上を図っている。



▲警察用航空機による救出救助

注1…Disaster Medical Assistance Teamの略称。医師、看護師等で構築され、大規模災害時の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

注2…警察用航空機から撮影された上空からの現場映像を地上の受信設備に伝送するシステム

注3…航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装備

## (4) 小型無人機の活用

警察では、小型無人機によって撮影した映像をリアルタイムで警察本部、警察庁及び首相官邸に伝送するなど、迅速な被災状況の把握や被災者の救出救助活動に小型無人機を活用している。

また、有線・無線切替型小型無人機<sup>注</sup>の整備を進めており、例えば、発災直後は、無線での運用により、被災状況についての情報収集を実施することとし、発災から一定期間経過した後は、給電しながら長時間飛行することができる有線での運用に切り替え、被災地の安全・安心を確保するための警戒活動において、小型無人機を活用することとしている。

さらに、警察用航空機と小型無人機の連携運用のための技術について研究機関等と協力して研究開発を行うなど、的確な災害対処等に資する小型無人機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。



▲小型無人機による被災状況の撮影

## 2 自然災害の発生状況と警察活動

### (1) 地震による被害

#### ① トカラ列島近海を震源とする地震の概要と警察活動

##### ア トカラ列島近海を震源とする地震の概要

令和7年6月21日午前5時頃からトカラ列島近海で地震活動が活発となり、同年7月3日午後4時13分、トカラ列島近海を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生し、鹿児島県十島村で震度6弱を観測した。

##### イ 警察活動

鹿児島県警察では、大きな地震が連続して発生していた悪石島に警察職員を派遣し、被災状況についての情報収集、被災地の安全・安心を確保するための避難所周辺における警戒・警ら等の災害警備活動を実施した。



▲島外避難支援・警戒活動（鹿児島）

#### ② 青森県東方沖を震源とする地震の概要と警察活動

##### ア 青森県東方沖を震源とする地震の概要

令和7年12月8日午後11時15分、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、青森県八戸市で震度6強を観測した。

また、同月9日午前2時00分、気象庁は北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表し、日本海溝・千島海溝沿いの想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとした。

注…有線での運用と無線での運用の切替えが可能な小型無人機

## イ 警察活動

青森県東方沖を震源とする地震の発生に伴い、青森県警察をはじめとする関係道県警察では、被災状況についての情報収集等の活動を実施した。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を踏まえ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域<sup>注</sup>を管轄する道県警察に加え、発災時には警察官等を被災地に派遣することとなる他の都府県警察において、所要の警備体制を確保した。

### (2) 大雨による被害

#### ① 令和7年8月6日からの大雨の概要

令和7年8月6日から同月12日にかけて、前線及び低気圧の影響により、北陸地方や九州地方を中心に大雨となった。特に、石川県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県で、線状降水帯が発生し、死者8人等の被害が発生した。

#### ② 警察活動

管轄区域内で被害が発生した関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全・安心を確保するための警戒・警ら等の災害警備活動を実施した。



▲警察犬による捜索活動（鹿児島）

### (3) 津波による被害

#### ① カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震による津波の概要

令和7年7月30日午前8時24分（日本時間）、ロシア・カムチャツカ半島東方沖を震源とするモーメントマグニチュード8.8の地震が発生した。この地震により太平洋沿岸を中心に北海道から沖縄県までの広い範囲で津波を観測し、死者1人等の被害が発生した。

#### ② 警察活動

気象庁が津波警報等を発表したことを踏まえ、沿岸部を管轄する関係都道府県警察では、被災状況についての情報収集等の活動を実施した。



▲ボートによる救助活動（熊本）



▲避難誘導（宮城）

注…日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項が規定する地域

# 焦点

第296号・令和7年版  
令和8年3月発行

